

我孫子市
一般廃棄物処理基本計画

令和5年度～令和14年度
(2023年度～2032年度)

令和5年3月

我孫子市

目次

第 1 章 総則	1
第 1 節 計画策定の主旨	1
第 2 節 計画目標年度の設定	1
第 3 節 計画対象区域	2
第 4 節 本計画の範囲	2
第 5 節 本計画の位置付け	3
第 6 節 関係法令	4
第 7 節 計画の進行管理	5
第 2 章 地域の概要	6
第 1 節 位置と地勢	6
第 2 節 気候特性	7
第 3 節 社会環境の動態	8
1 人口及び世帯数の推移	8
2 高齢化人口	9
3 産業構造	10
4 人口動態	11
5 都市計画区域の状況	11
6 土地利用の状況	12
第 4 節 将来計画	13
1 カーボンニュートラルの実現	13
2 人と自然が共生する環境にやさしいまちづくり.....	13
第 3 章 ごみ処理の現況及び課題	14
第 1 節 ごみ処理の現況	14
1 ごみ処理フロー	14
2 ごみ処理の体制	15
3 ごみの排出状況	19
第 2 節 ごみ処理の評価と課題	34
1 ごみ処理の評価	34
2 ごみ処理の課題	36
第 3 節 ごみの発生量及び処理量の見通し	38
1 行政区域内人口の予測	39
2 現状の傾向が継続した場合のごみ排出量の予測.....	40

第 4 章	ごみ処理基本計画	44
第 1 節	総排出量の数値目標	44
第 2 節	国及び県の目標値	44
1	国の数値目標	44
2	県の数値目標	45
第 3 節	ごみ処理の基本方針	46
1	基本方針	46
2	市民、事業者、行政の立場	46
3	市民、事業者の役割	46
4	ごみ五原則の普及	47
第 4 節	ごみの発生・排出抑制の施策	48
1	各種施策	48
2	収集運搬施策	49
3	中間処理施策	49
4	最終処分施策	49
5	その他施策など	49
第 5 章	生活排水処理基本計画	51
第 1 節	生活排水を取り巻く社会情勢	51
1	関係法令	51
2	国・県の計画	51
第 2 節	生活排水処理の状況	52
1	生活排水処理体系	52
2	生活排水処理形態別人口の推移	53
3	生活排水処理	54
4	生活排水処理の課題の整理	56
第 3 節	生活排水処理の基本方針	57
第 4 節	生活排水の将来の処理量	58
第 5 節	生活排水処理の施策	60
1	普及・啓発施策	60
2	収集・運搬施策	60
3	中間処理施策	60
4	その他の施策など	61

第1章 総則

第1節 計画策定の主旨

私たちの生活や社会経済活動は、地球温暖化や資源の枯渇など地球環境に対して深刻な影響を及ぼしてきました。そのため、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムからの脱却に向けて、様々な取組を進めてきました。

国際社会においては、平成27年9月に「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が国連サミットにて採択され、持続可能な世界を実現するための世界全体目標である17のゴールと169のターゲットから構成される「持続可能な開発目標（SDGs）」が掲げられました。

我が国では、SDGsの考え方を踏まえ、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」を形成することを目指し、「循環型社会形成推進基本法」に基づき、関連する施策を総合的かつ計画的に推進しています。

千葉県では「第10次千葉県廃棄物処理計画（令和3年度～令和7年度）」を策定し、県民や事業者、行政、廃棄物処理業者等の各主体が目標の共有や連携を図りながら、それぞれの立場における廃棄物の3Rや適正処理の取組を推進して、持続可能な循環型社会の形成を目指していくこととしています。

こうした状況の中、我孫子市（以下、「本市」といいます。）では、循環型社会の形成を目指すため、市民・事業者・行政が一体となって、ごみの減量化や資源化に取り組んできました。

本計画は、平成28（2016）年3月に策定した「我孫子市一般廃棄物対策基本計画」（以下、「前計画」といいます。）の計画期間が終了となることから、前計画の取組状況等を評価のうえ、近年の循環型社会をめぐる情勢を考慮し、新たに策定するものです。

第2節 計画目標年度の設定

計画期間は図1-1に示すとおり、計画策定時より10年間とし、令和5年度を初年度、令和14年度を目標年度とします。計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動が生じた場合等には見直しを行うこととします。なお、中間目標年度を策定から4年後の令和9年度とします。

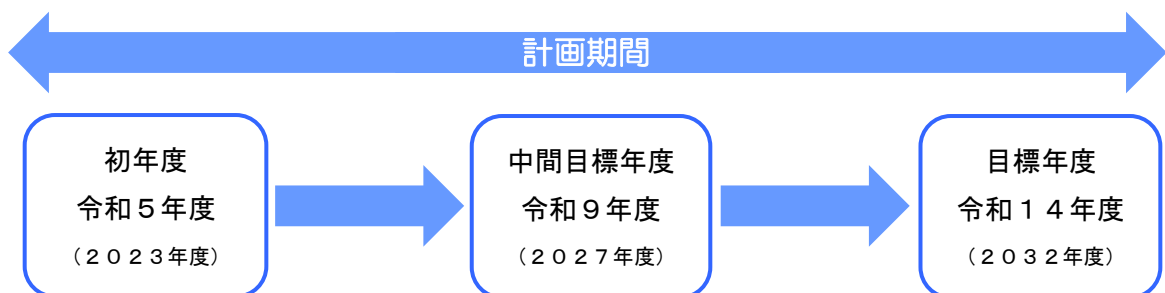


図1-1 計画期間

第3節 計画対象区域

市内全域を対象区域とし、市内で発生するすべての一般廃棄物を対象とします。

第4節 本計画の範囲

本計画の対象は図 1-2 に示すとおり、計画対象区域内で発生する一般廃棄物を対象とします。

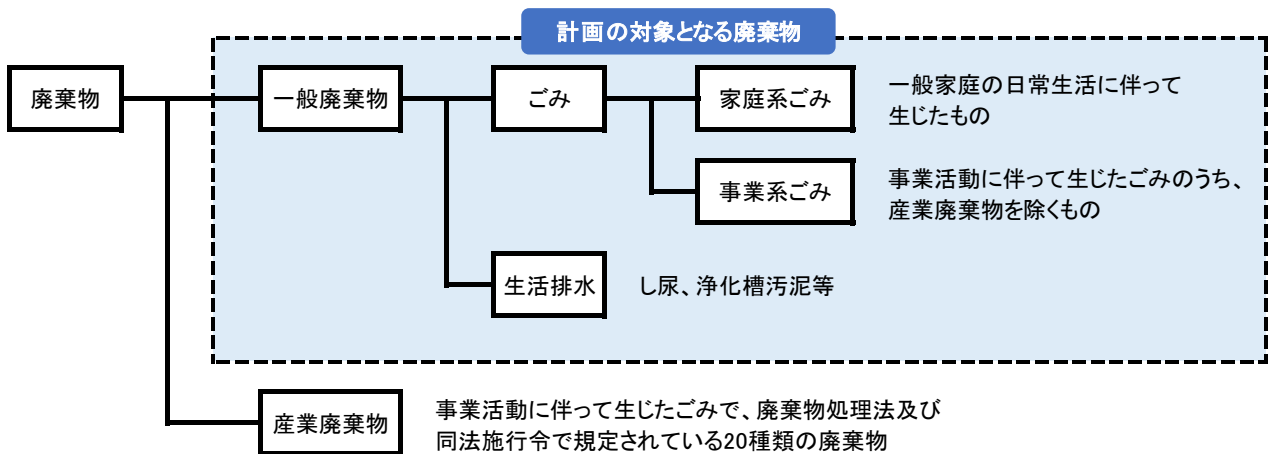


図 1-2 計画の範囲

第5節 本計画の位置付け

本計画は図1-3に示すとおり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」といいます。）第6条第1項の規定に基づき、関係する計画等との整合を図ったうえで、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定めます。

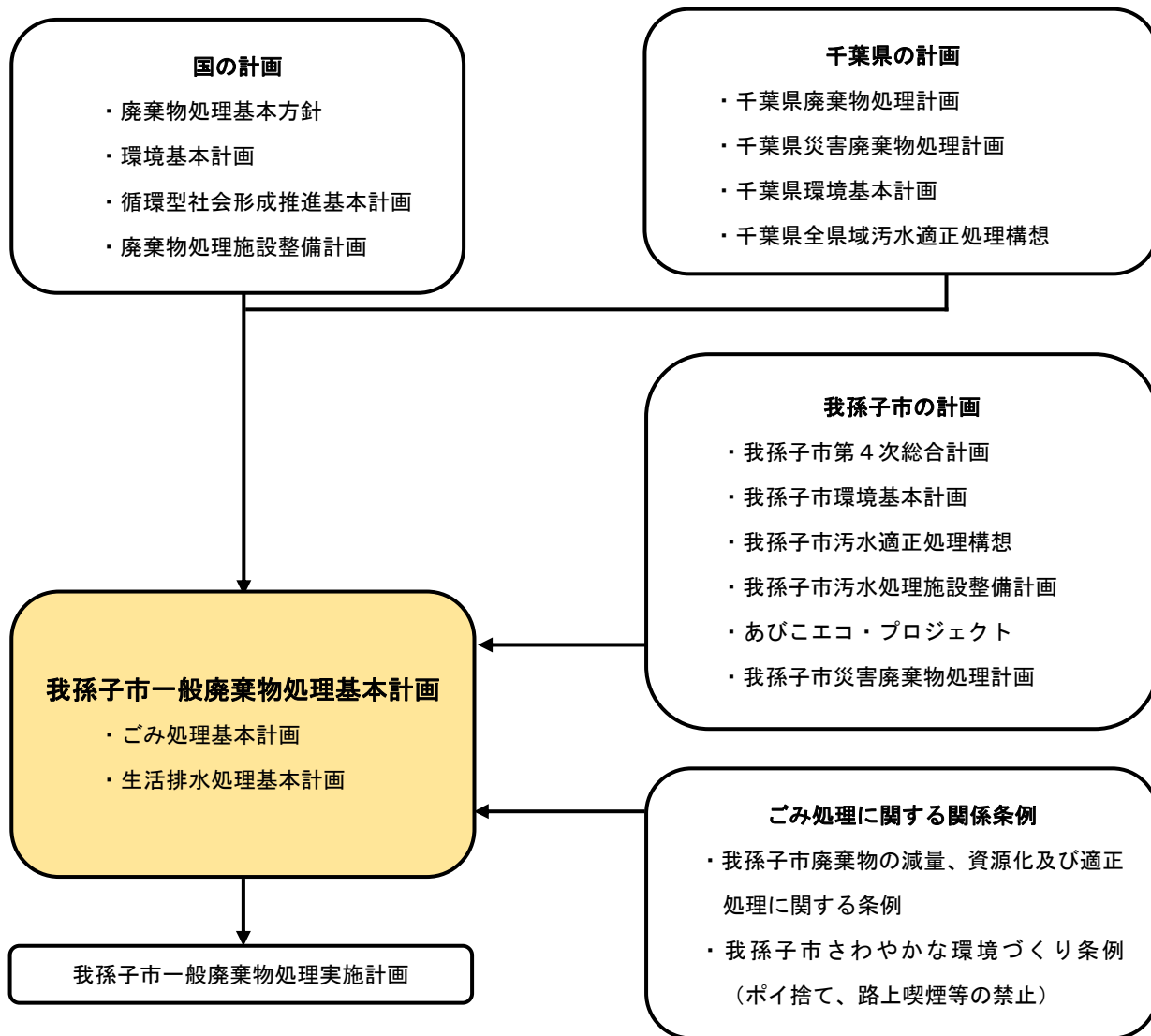


図 1-3 一般廃棄物処理基本計画の位置付け

第6節 関係法令

循環型社会の構築に向けた法体系を図1-4に示します。



図 1-4 一般廃棄物処理基本計画と関係法令・計画

第7節 計画の進行管理

本計画の実効性を確保していくためには、計画の適切な進行管理を行う必要があり、進捗状況や成果を点検・評価し、さらにそれを次の取組に反映させる仕組みが重要です。

そこで、本計画の進行管理は、環境マネジメントシステム[※]の考え方にに基づき図1-5に示すとおり、『計画：Plan』、『実行：Do』、『点検・評価：Check』、『見直し：Action』という手順によるPDCAサイクルを用い、これらを繰り返し行っていくことで計画の進捗状況を把握し、課題を解決しながら継続的な改善を図ります。

このサイクルは、1年を基本単位として実施しますが、点検・評価の結果や社会情勢の変化、本市の環境に大きな変化が生じた場合等には、関係機関と協議の上、計画全体の見直しを行います。

※環境マネジメント：組織を取り巻く人やモノに対して、組織が与えている環境影響を明確化し、リスク及び機会に対応するためのマネジメントシステムのことを言います。

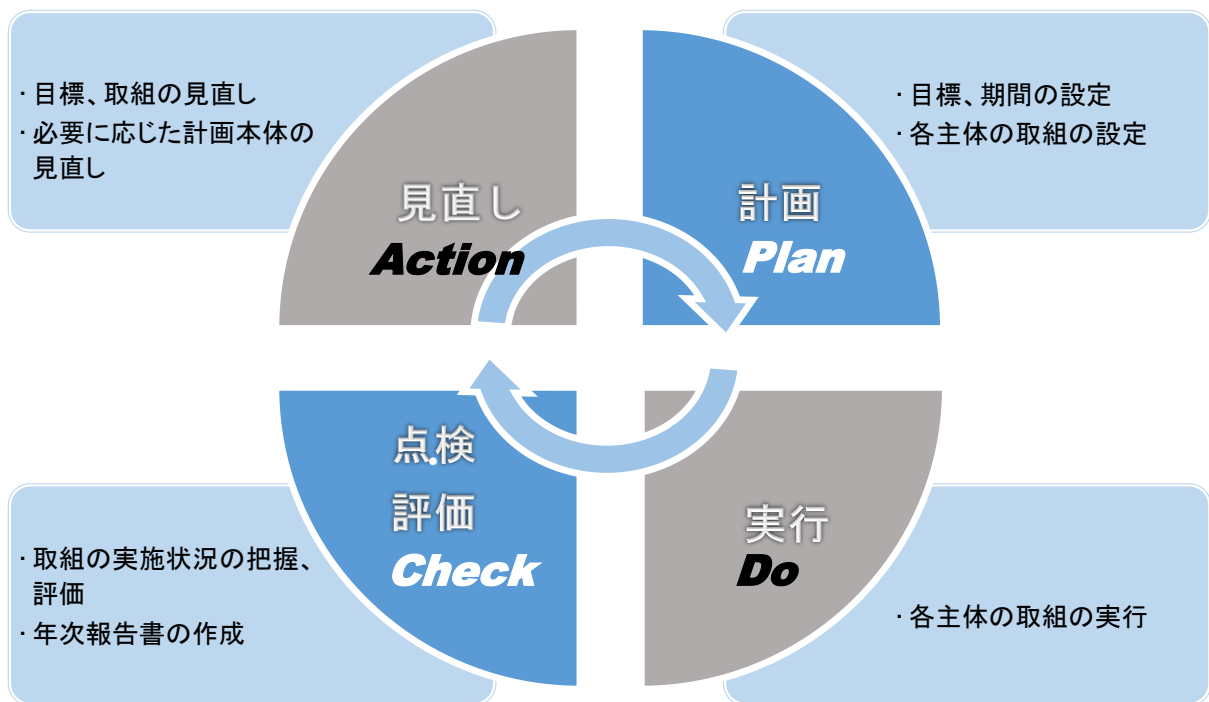


図 1-5 PDCA サイクル

第2章 地域の概要

第1節 位置と地勢

本市は図2-1に示すとおり、千葉県の北西部に位置し、東に印西市、南と西は手賀沼を隔て柏市があり、北は利根川をはさんで、茨城県と隣接しています。

手賀沼と利根川にはさまれた細長い馬の背状の土地が特徴であり、南北延長は最長約4キロメートル、東西延長は約14キロメートル、面積は43.15平方キロメートルとなっています。

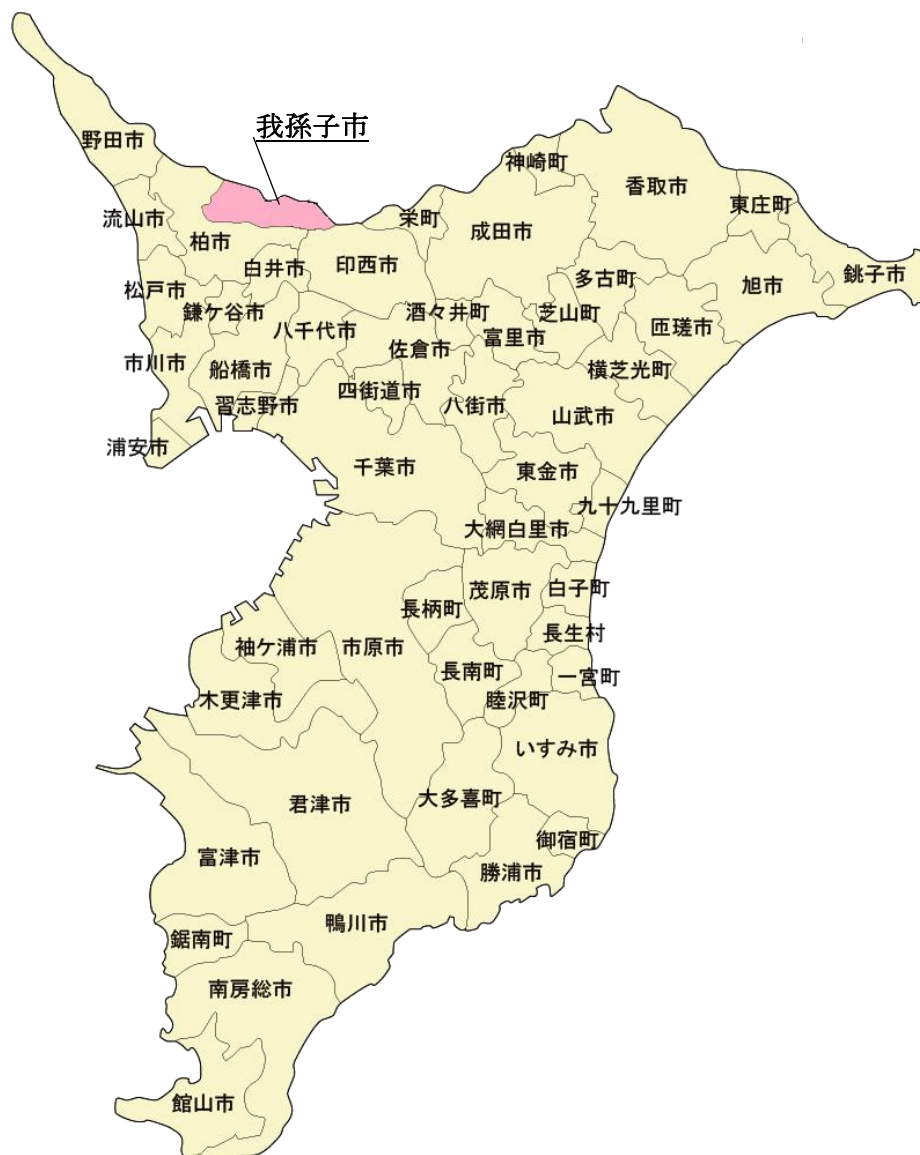


図2-1 我孫子市の位置

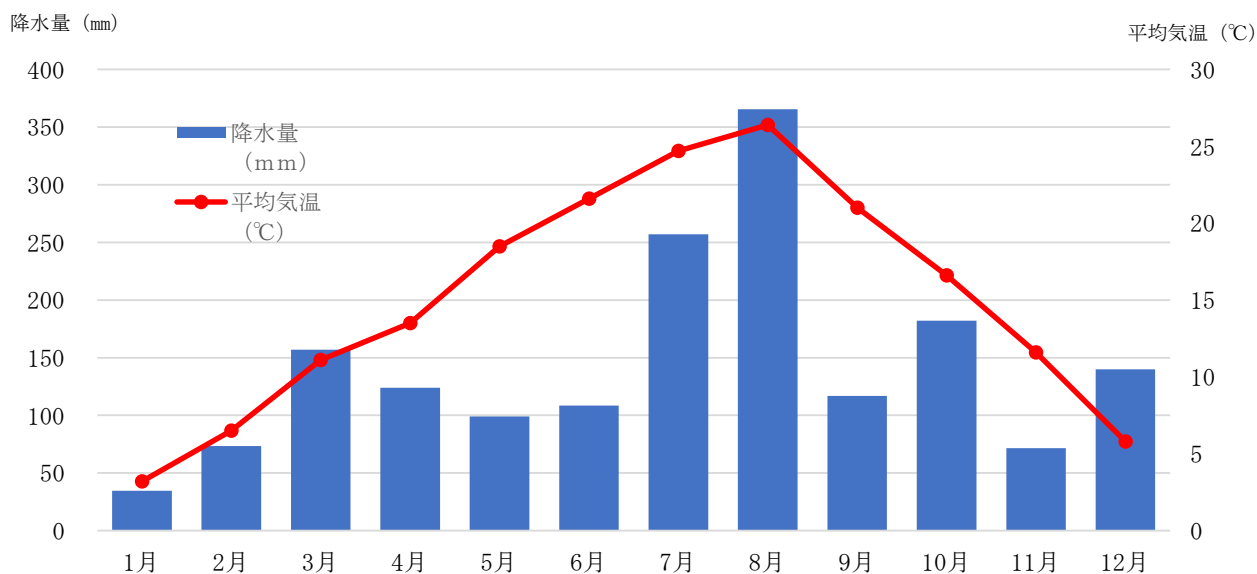
第2節 気候特性

本市における気候の特性は、表2-1、図2-2に示すとおりです。

直近5年間の平均気温は15℃前後であり、降水量は1,200～1,700mm程度となっています。

表 2-1 平均気温・降水量（直近5年間）

項目	平成29年		平成30年		令和元年		令和2年		令和3年	
	平均気温 (℃)	降水量 (mm)	平均気温 (℃)	降水量 (mm)	平均気温 (℃)	降水量 (mm)	平均気温 (℃)	降水量 (mm)	平均気温 (℃)	降水量 (mm)
1月	3.7	27.0	2.7	35.0	3.3	13.5	5.3	116.0	3.2	34.5
2月	5.3	25.5	3.6	19.5	5.6	43.5	6.4	24.0	6.5	73.5
3月	6.8	94.0	10.1	168.0	9.0	97.0	9.3	89.0	11.1	157.0
4月	13.2	110.5	15.5	79.0	12.1	74.0	11.7	195.0	13.5	124.0
5月	18.8	52.5	18.5	166.0	18.8	83.5	18.5	90.0	18.5	99.0
6月	20.8	47.5	21.4	110.0	20.7	163.0	22.2	180.0	21.6	108.5
7月	26.4	76.5	27.3	129.5	23.2	228.0	23.3	211.5	24.7	257.0
8月	25.1	96.0	26.7	79.0	27.3	39.5	27.7	15.5	26.4	365.5
9月	21.6	176.0	21.9	282.5	23.0	188.5	23.3	95.0	21.0	117.0
10月	15.6	424.5	17.6	46.0	18.3	494.0	15.9	153.0	16.6	182.0
11月	10.1	53.0	12.2	18.0	11.4	131.5	12.0	14.0	11.6	71.5
12月	4.6	14.0	6.2	31.0	6.7	83.5	5.3	10.0	5.8	140.0
平均（気温） 合計（降水量）	14.3	1,197.0	15.3	1,193.5	15.0	1,639.5	15.0	1,193.0	15.0	1,729.5



出典：2021統計書（我孫子市）

図 2-2 令和3年の平均気温・降水量の推移

第3節 社会環境の動態

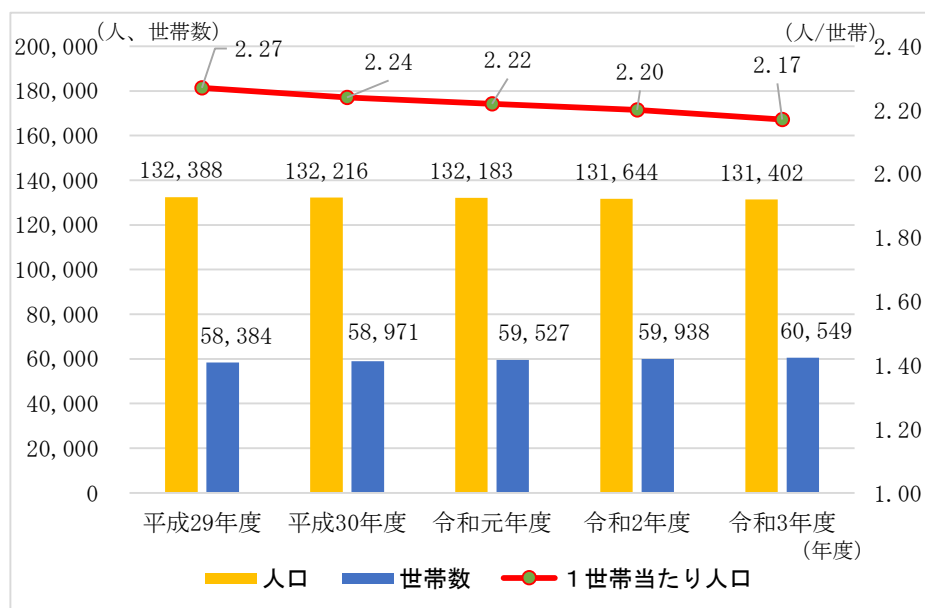
1 人口及び世帯数の推移

本市の人口及び世帯数の推移は、表 2-2、図 2-3 に示すとおりです。

人口は微減、世帯数は微増傾向です。また、1世帯当たりの人員は減少傾向を示しています。

表 2-2 人口及び世帯数の推移（直近5年間）

項目	年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	人口		132,388	132,216	132,183	131,644
世帯数		58,384	58,971	59,527	59,938	60,549
1世帯当たり人口		2.27	2.24	2.22	2.20	2.17



出典：我孫子市住民基本台帳（各年1月1日現在）

図 2-3 人口及び世帯数の推移

2 高齢化人口

本市の人口構成は、表2-3、図2-4に示すとおりです。

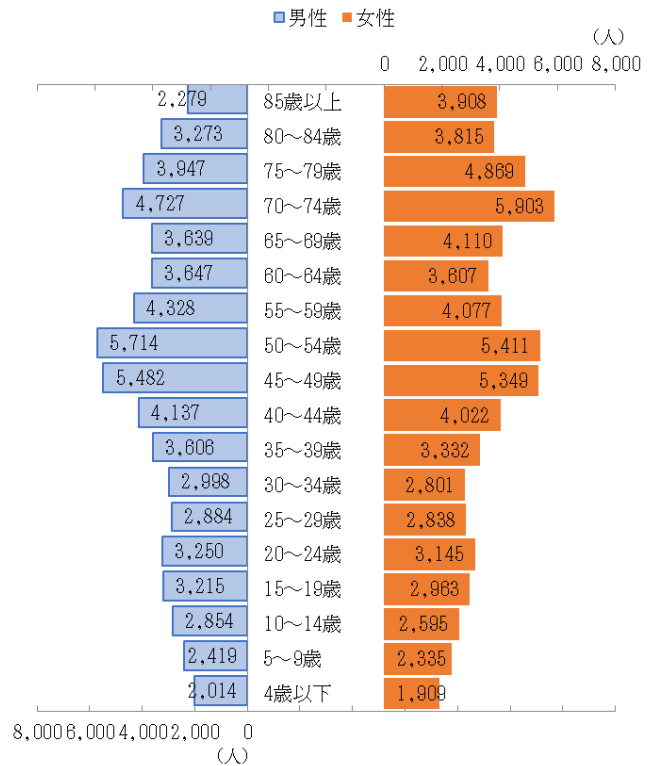
一般的に65歳以上の人口が7%を超えた社会を「高齢化社会」、14%を超えた社会を「高齢社会」、21%を超えた社会を「超高齢社会」と呼びます。本市においては、令和4年1月1日時点の65歳以上の高齢者人口は30.8%であり、超高齢社会となっています。

表 2-3 人口構成の推移（令和3年度）

年齢	男性	女性	合計
4歳以下	2,014	1,909	3,923
5～9歳	2,419	2,335	4,754
10～14歳	2,854	2,595	5,449
15～19歳	3,215	2,963	6,178
20～24歳	3,250	3,145	6,395
25～29歳	2,884	2,838	5,722
30～34歳	2,998	2,801	5,799
35～39歳	3,606	3,332	6,938
40～44歳	4,137	4,022	8,159
45～49歳	5,482	5,349	10,831
50～54歳	5,714	5,411	11,125
55～59歳	4,328	4,077	8,405
60～64歳	3,647	3,607	7,254
65～69歳	3,639	4,110	7,749
70～74歳	3,947	4,869	8,816
75～79歳	4,727	5,903	10,630
80～84歳	4,727	5,903	10,630
85歳以上	2,279	3,908	6,187
合計	64,413	66,989	131,402

	男性	女性	合計
高齢化率	27.7%	33.7%	30.8%

年齢	男性	女性	合計
14歳以下	7,287	6,839	14,126
15～64歳	39,261	37,545	76,806
65～74歳	8,366	10,013	18,379
75歳以上	9,499	12,592	22,091
合計	64,413	66,989	131,402



出典：2021統計書（我孫子市）

図 2-4 人口構成の推移

3 産業構造

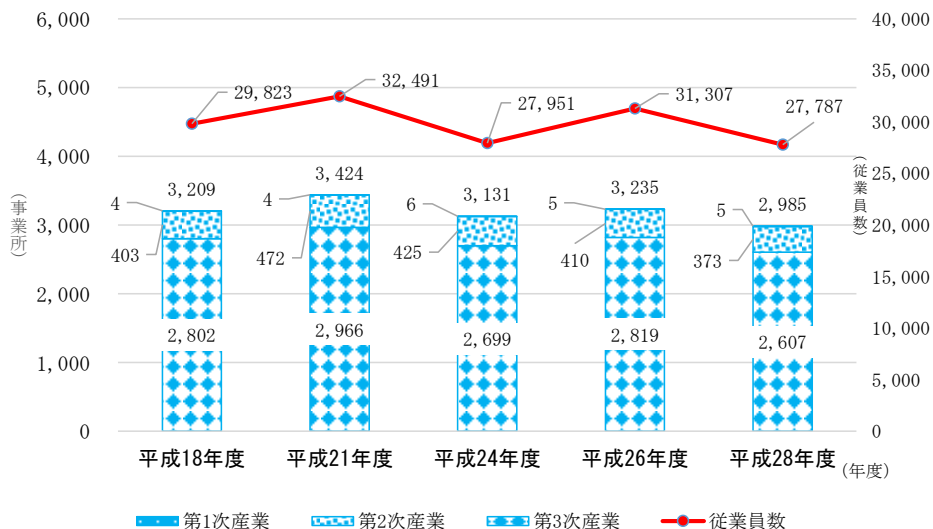
本市の産業別人口は、表2-4、図2-5に示すとおりです。

卸売・小売業やサービス業などの第三次産業人口が85%以上を占めています。

表 2-4 産業（大分類）別事業所数の推移

(単位：事業所数)

項目	年度	平成18年度	平成21年度	平成24年度	平成26年度	平成28年度
全業種（公務、事業内容等不詳をを除く）		3,209	3,424	3,131	3,235	2,985
農林漁業		4	4	6	5	5
第1次産業		4	4	6	5	5
鉱業、採石業、砂利採取業		0	0	0	0	0
建設業		293	349	320	315	288
製造業		110	123	105	95	85
第2次産業		403	472	425	410	373
電気・ガス・熱供給・水道業		4	3	—	—	—
情報通信業		41	72	52	54	54
運輸業、郵便業		39	42	39	42	41
卸売業、小売業		858	824	742	737	716
金融業、保険業		44	50	46	49	44
不動産業、物品賃貸業		184	259	241	238	214
学術研究、専門・技術サービス業		—	139	133	139	131
宿泊業、飲食サービス業		400	442	405	399	381
生活関連サービス業、娯楽業		—	375	356	366	336
医療、福祉		292	316	315	390	363
教育、学習支援業		239	237	198	220	174
複合サービス事業		15	14	14	12	12
サービス業（公務も含まれる）		686	193	158	173	141
第3次産業		2,802	2,966	2,699	2,819	2,607



出典：2021統計書（我孫子市）

図 2-5 人口構成の推移

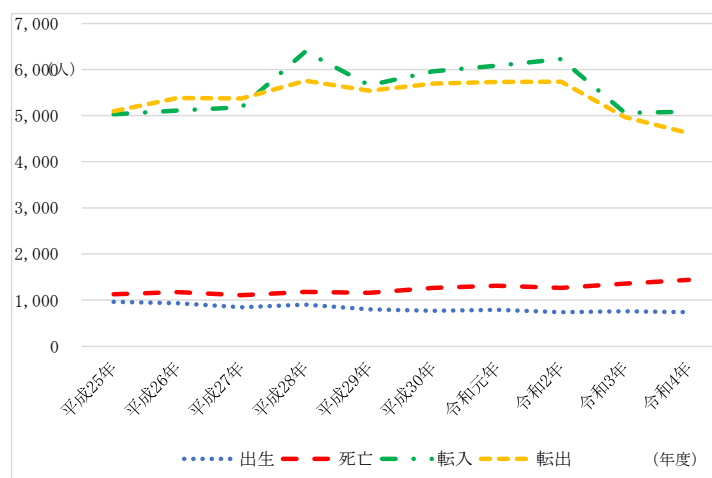
4 人口動態

本市の各年1月1日時点の人口動態は、表2-5、図2-6に示すとおりです。

表2-5 人口動態の推移

(単位：人)

年 項目	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
出生	966	932	846	902	801	770	789	738	758	736
死亡	1,129	1,173	1,107	1,180	1,158	1,267	1,313	1,264	1,357	1,442
転入	5,029	5,112	5,183	6,392	5,661	5,962	6,083	6,227	5,061	5,084
転出	5,096	5,385	5,372	5,756	5,539	5,696	5,732	5,735	4,968	4,620



出典：2021統計書(我孫子市)

図2-6 人口動態の推移

5 都市計画区域の状況

本市の令和4年1月1日時点の都市計画区域の状況は、表2-6に示すとおりです。

表2-6 都市計画区域、用途区域の状況

(単位：ha)

項目		規模
都市計画区域	市街化区域	1,615.0
	市街化調整区域	2,704.0
	合計	4,319.0
用途地域	低層住居専用地域	929.8
	中高層住居専用地域	104.4
	住居地域	469.2
	近隣商業地域	52.8
	商業地域	16.3
	準工業地域	5.6
	工業地域	0.0
	工業専用地域	36.9
	合計	1,615.0

出典：2021統計書(我孫子市)

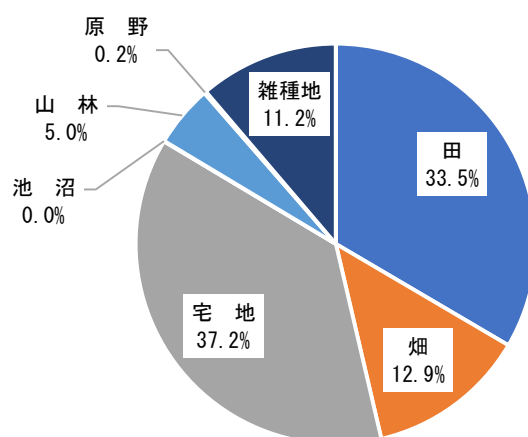
6 土地利用の状況

本市の令和4年1月1日時点の土地利用の状況は、表2-7、図2-7に示すとおりです。

表2-7 土地利用の状況

(単位：ha)

項目	計	田	畑	宅地	池沼	山林	牧場	原野	雑種地
合計	2,795.2	935.1	360.4	1,040.0	1.2	139.5	-	4.7	314.3



出典：2021統計書(我孫子市)

図2-7 土地利用の状況

第4節 将来計画

本市では、環境分野における将来計画として、上位計画である第四次総合計画において、カーボンニュートラルの実現に向けた取組と、基本目標として「人と自然が共生する環境にやさしいまちづくり」を掲げています。

1 カーボンニュートラルの実現

近年、世界各地では、猛暑や豪雪など、地球規模での温暖化が原因とみられる異常気象による災害が多発しています。我が国においても例外ではなく、これまでに経験したことのない豪雨や台風等により甚大な被害が発生しています。

こうした状況を踏まえ、2015年に合意されたパリ協定では、産業革命前からの平均気温上昇の幅を2℃未満とし、1.5℃に抑えるよう努力するとの目標が国際的に広く共有され、2018年に公表されたIPCC（国連の気象変動に関する政府間パネル）の特別報告書では、この目標を達成するためには、2050年までに二酸化炭素の実質排出量をゼロにする必要があることが示されました。

パリ協定の目標達成に向け、2050年までの脱炭素化を目指す動きは、世界的な潮流となり、日本においても、2020年10月に内閣総理大臣が2050年までのカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。

本市は、一般廃棄物の排出者、受入者、処分者の3者が協働して廃棄物の減量化と資源化を促進し、循環型社会の構築と地球環境の保全を図ることを目的とした組織である「廃棄物と環境を考える協議会」に加盟し、2020年7月に本協議会において2050年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ宣言」を表明し、その実現に向けた取組を推進していきます。

なお、「廃棄物と環境を考える協議会」は関東甲地域の40団体（73市町村）と民間事業者で構成されています。

2 人と自然が共生する環境にやさしいまちづくり

「人と自然が共生する環境にやさしいまちづくり」は、手賀沼と利根川に抱かれた豊かな自然を大切に、環境に配慮したまちづくりを進めることを基本目標としたものです。

・地球環境の保全

環境への負荷を減らし、地球環境にやさしいまちづくりを進めます。

・自然環境の保全

水と緑に囲まれた豊かな自然環境や身近な自然を大切に守り育てます。

・生活環境の保全

快適で衛生的な生活ができるよう、良好な生活環境の保全に努めます。

第3章 ごみ処理の現況及び課題

第1節 ごみ処理の現況

1 ごみ処理フロー

本市におけるごみの流れは、図3-1に示すとおりです。ただし、本年度（令和4年度）までは、「剪定枝木」と「雑草・落ち葉」は燃やせないごみとして委託処理をしています。

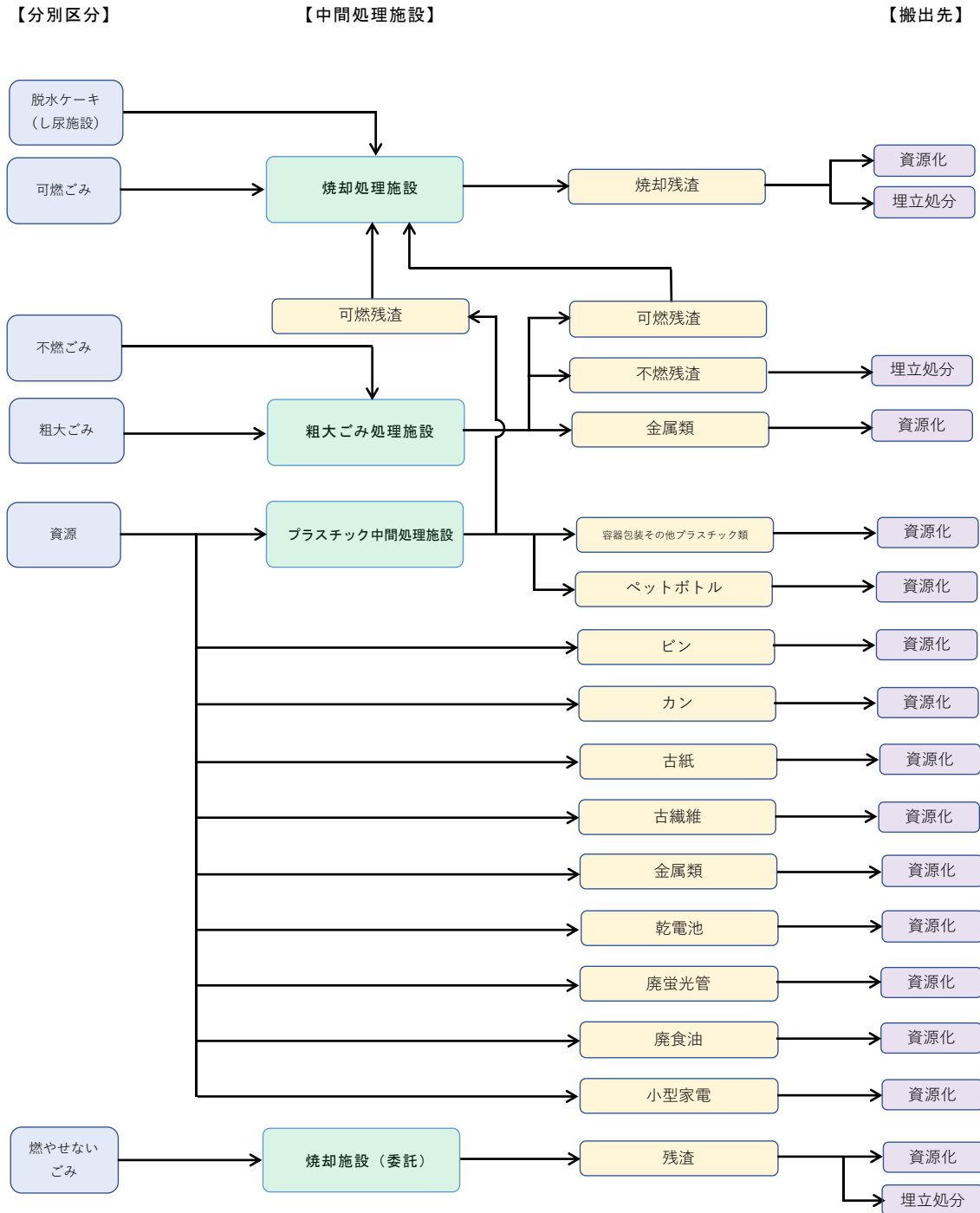


図3-1 ごみ処理の流れ

2 ごみ処理の体制

1) 収集区分

本市のごみの収集区分は、表 3-1 に示すとおりです。また、粗大ごみとして指定するものは表 3-2 に示すとおりです。

表 3-1 収集区分

種 類		排出方法	収集回数	対象となるごみの例	
可燃ごみ		レジ袋等 (半透明)	2回/週	台所ごみ、紙くず(資源にならないもの)、木くず(長さ50cm、厚さ10cm未満)、革・ゴム製品、CD類、プラスチック類(資源にならないもの)等、雑草、落ち葉	
資源物	容器包装その他プラスチック類	レジ袋等 (半透明)	1回/週	レジ袋、トレイ、発泡スチロール、チューブ等	
	古紙類	新聞紙	ひも結束	1回/週	新聞紙
		段ボール			段ボール
		雑誌・雑紙			チラシ、単行本、週刊誌、お菓子の箱、封筒等
		紙パック			紙パック
	古繊維類	ひも結束	1回/週	洋服、ズボン、毛布類、タオル類等	
	金属類	特になし	1回/週	自転車、ガスレンジ、換気扇、アイロン、やかん等	
	空きびん類	無色びん	指定袋(回収袋)	1回/隔週	無色びん
		茶色びん	指定袋(回収袋)		茶色びん
		その他色びん	指定袋(回収袋)		無色・茶色びん以外
	空き缶類	指定袋(回収袋)	1回/隔週	スチール缶、アルミ缶(中身のないスプレー缶も含む)	
ペットボトル	指定袋(回収袋)	1回/隔週	PET識別表示のあるペットボトル		
乾電池・蛍光管	指定箱(乾電池)	1回/隔週	乾電池、水銀体温計、蛍光管、ボタン電池、リチウム型コイン		
食用油	市専用回収容器	1回/隔週	サラダ油、天ぷら油		
不燃ごみ		指定袋(回収袋) 又はそのまま	1回/隔週	照明器具、掃除機、包丁、カメラ、チャイルドシート、カミソリ、時計等(破碎処理が可能な長さ50cm以上1m未満のもの、金属部分の割合が50%未満のもの)、LED、電球	
燃やせないごみ		ひも結束	1回/隔週	1本の長さ1m未満、太さ20cm未満で1束直径30cm未満	
粗大ごみ		指定なし	予約制 / 随時	市が指定した品目(表3-2)または、一辺の長さが1m以上のプラスチック製品、木製品及び一辺の長さが50cm以上の籐製品	
動物死体		—	連絡又は 持ち込み		
小型家電拠点回収		設置場所	持ち込み	電話、カメラ、ヘッドホン、音楽プレーヤー等	

表 3-2 粗大ごみとして指定するもの

種 類	指定品目 (1個で1点)	指定品目 (複数で1点)
家具類	タンス類・本棚 (書棚) ・食器棚・下駄箱・椅子・テーブル・ロッカー・サイドボード・一辺の長さ50cm以上の藤や竹、柳を編んで作られた製品等	机+椅子・鏡台+椅子・食卓用椅子 (4個まで) ・座椅子 (4個まで) ・ソファ (3人掛け相当まで1点)
電化製品類	マッサージチェア・除湿機・ホットカーペット・リアプロジェクションテレビ・オイルヒーター	こたつ+天板 (布団を除く) ・ステレオ+スピーカー・ホットカーペット+カバー
木製建具類	ドア・雨戸・サッシ・籐製品 (50cm以上)	ふすま (4枚まで) ・障子 (4枚まで)
寝具・敷物類	マットレス、ベッドパッド、じゅうたん、カーペット・ウッドカーペット・ホットカーペットカバー (単体) ・ラグマット	ベッド (マットレス含む) ・布団 (2枚まで こたつ布団やこたつ敷布団を含む) 、他の分別区分で収集することに適していない一辺が50cm以上1m未満のごみ
衛生器具	レンジ台・調理台・洗面化粧台	物干し台 (石と竿掛け一対)
趣味・遊具	琴・サーフボード・滑り台・ブランコ・スノーボード	エレクトーン+椅子・オルガン+椅子・スキー板 (一対)
その他	アコーディオンカーテン・仏壇・木材 (太さ20cm未満、長さ1m以上1.5m未満) ・複数で1点となる粗大ごみを1個で出す場合	ビニールタン (4枚まで) ・ブラインド (4枚まで) ・ロールカーテン (4枚まで) 、他の分別区分で収集することに適していない一辺が50cm以上1m未満のごみ

2) 中間処理体制

可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみの中間処理は、本市で行っており、プラスチック類、ペットボトルの中間処理は、民間業者が行っています。なお、可燃ごみは、令和5年度から新施設にて処理します。

新設の廃棄物処理施設及び既存の中間処理施設の概要を表3-3、表3-4及び表3-5に示します。

表 3-3 焼却処理施設

項 目	内 容
所在地	我孫子市中峠2 2 7 4 番地
建築面積	4,208.85㎡
竣工年月	令和5年3月
事業費	11,866,935千円
事業主体	我孫子市
設計施工者	日立造船・りんかい日産、上村特定建設工事共同企業体
処理方式	ストーカ式焼却炉
処理能力	120 t (60t×2炉) /24時間

表 3-4 粗大ごみ処理施設

項 目	内 容
所在地	我孫子市中峠2 2 7 4 番地
建築面積	710㎡
竣工年月	昭和52年9月
事業費	315,000千円
事業主体	我孫子市
設計施工者	三菱重工(株)
処理方式	圧縮破砕方式
処理能力	50 t /5時間

表 3-5 プラスチック中間処理施設

項 目	内 容
所在地	我孫子市中峠2 2 7 4 番地
建築面積	1,139.67㎡
竣工年月	平成13年9月
事業主体	民間事業者
設計施工者	日本エンバイロメント(株)
処理方式	選別・圧縮・梱包
処理能力	4.8 t /日

3) 最終処分体制

本市では、市内に最終処分場を有していないことから、焼却灰及び粗大ごみ処理施設からのガラス・セトモノ等埋立物は県内他市及び他県の民間事業者へ委託しています。なお、焼却灰の一部は、路盤材等の資源化として利用しています。また、飼い主有りの動物死体については、民間に処理を委託しています。

3 ごみの排出状況

1) ごみ種類別排出量

ごみ排出量を表 3-6 及び図 3-2 に示します。本市のごみ排出量は横ばい傾向にあります。

表 3-6 種類別排出量

項目		年度	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
可燃ごみ			t/年	23,490	24,412	24,764	25,020	24,832
不燃ごみ			t/年	1,552	1,635	1,768	1,386	1,309
粗大ごみ			t/年	193	204	212	301	318
資源			t/年	8,884	8,668	8,626	8,640	8,123
燃やせない ごみ	雑草・落ち葉		t/年	3,490	3,392	3,660	3,384	3,269
	剪定枝木		t/年	1,808	1,757	1,895	1,753	1,693
合計			t/年	39,418	40,066	40,925	40,483	39,544

- 注) 1. 数値は、小数点以下を四捨五入しているため、合計が合わない場合があります。
 2. 雑草・落ち葉と剪定枝木は燃やせないごみとしていますが、その比率は、過去の実績から 雑草・落ち葉が 65.88%、剪定枝木が 34.12%にて算出しています。

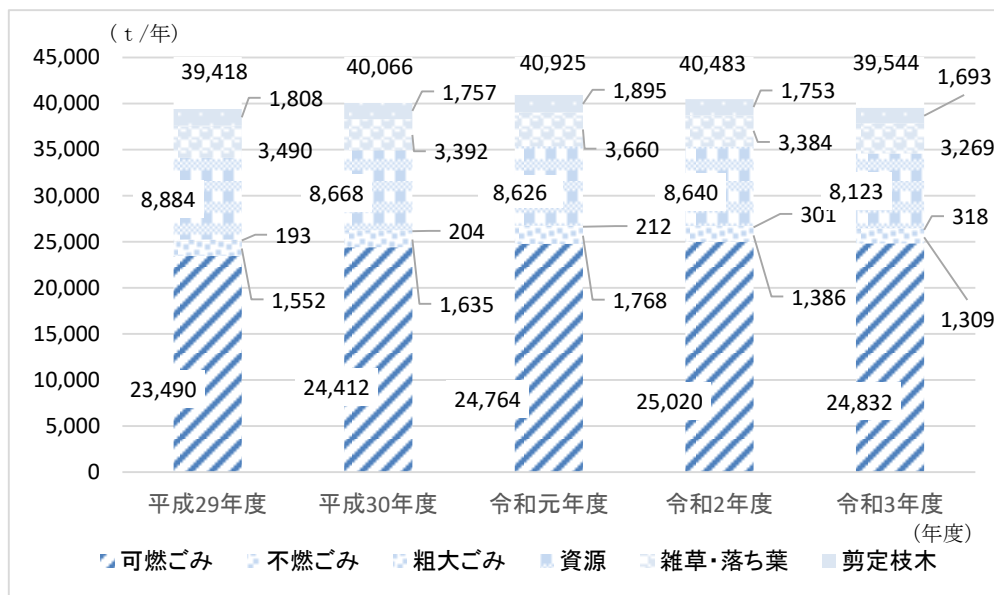


図 3-2 種類別排出量

2) 排出形態別排出量の実績

家庭系ごみ及び事業系ごみの排出量を表 3-7 及び図 3-3 に示します。

家庭系ごみ及び事業系ごみともに、過去 5 年間では、おおむね横ばい傾向です。

表 3-7 排出形態別排出量

項目		年度	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
家庭系			(t/年)	31,536	31,872	32,105	32,735	31,675
可燃ごみ			(t/年)	17,881	18,368	18,339	19,277	18,916
不燃ごみ			(t/年)	1,381	1,430	1,527	1,217	1,149
粗大ごみ			(t/年)	193	204	212	301	318
資源			(t/年)	8,884	8,668	8,626	8,640	8,123
燃やせないごみ	雑草・落ち葉		(t/年)	2,106	2,109	2,241	2,174	2,088
	剪定枝木		(t/年)	1,091	1,092	1,161	1,126	1,081
事業系			(t/年)	7,882	8,195	8,820	7,749	7,868
可燃ごみ			(t/年)	5,609	6,044	6,425	5,742	5,916
不燃ごみ			(t/年)	171	204	242	169	160
粗大ごみ			(t/年)	—	—	—	—	—
資源			(t/年)	—	—	—	—	—
燃やせないごみ	雑草・落ち葉		(t/年)	1,384	1,283	1,419	1,210	1,181
	剪定枝木		(t/年)	717	664	735	627	612
総排出量			(t/年)	39,418	40,066	40,925	40,483	39,544
可燃ごみ			(t/年)	23,490	24,412	24,764	25,020	24,832
不燃ごみ			(t/年)	1,552	1,635	1,768	1,386	1,309
粗大ごみ			(t/年)	193	204	212	301	318
資源			(t/年)	8,884	8,668	8,626	8,640	8,123
燃やせないごみ	雑草・落ち葉		(t/年)	3,490	3,392	3,660	3,384	3,269
	剪定枝木		(t/年)	1,808	1,757	1,895	1,753	1,693
人口			人	132,388	132,216	132,183	131,644	131,402

注) 数値は、小数点以下を四捨五入しているため、合計が合わない場合があります。

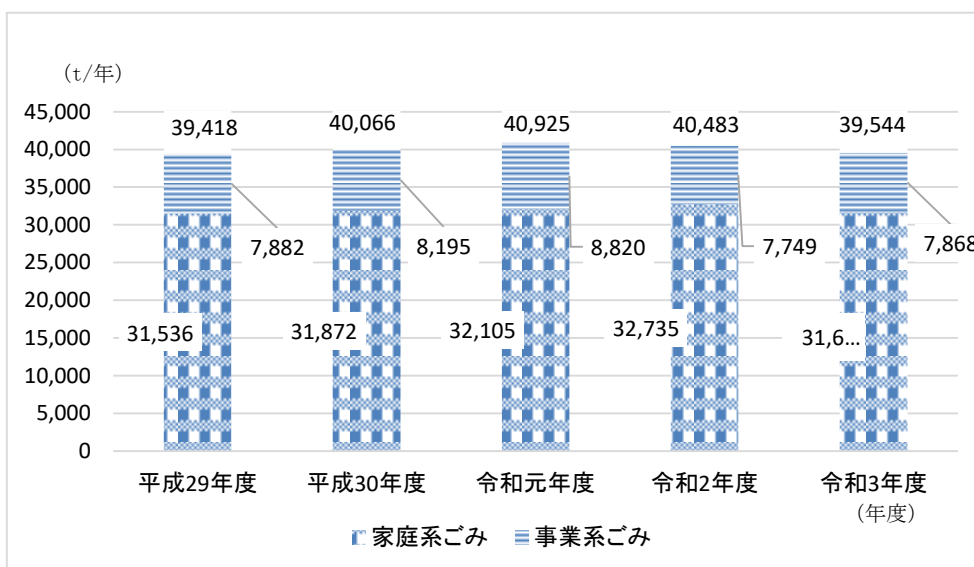


図 3-3 排出形態別排出量

3) 単位当たりの排出量の実績

家庭ごみの1人1日当たり及び事業系ごみの1日当たりの各排出量を表3-8及び図3-4に示します。

1人1日当たりの総排出量及び1日当たりの事業系ごみは、令和元年以降減少傾向です。

1人1日当たりの家庭系ごみは、おおむね横ばい傾向にあります。

表3-8 単位当たりの排出量

項目		年度	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
家庭系			(g/人・日)	653	660	664	681	660
可燃ごみ			(g/人・日)	370	381	379	401	394
不燃ごみ			(g/人・日)	29	30	32	25	24
粗大ごみ			(g/人・日)	4	4	4	6	7
資源			(g/人・日)	184	180	178	180	169
燃やせないごみ	雑草・落ち葉		(g/人・日)	44	44	46	45	44
	剪定枝木		(g/人・日)	23	23	24	23	23
事業系			(t/日)	21.59	22.45	24.10	21.23	21.56
可燃ごみ			(t/日)	15.37	16.56	17.56	15.73	16.21
不燃ごみ			(t/日)	0.47	0.56	0.66	0.46	0.44
粗大ごみ			(t/日)	—	—	—	—	—
資源			(t/日)	—	—	—	—	—
燃やせないごみ	雑草・落ち葉		(t/日)	3.79	3.51	3.88	3.32	3.24
	剪定枝木		(t/日)	1.96	1.82	2.01	1.72	1.68
1人1日当たり総排出量			(g/人・日)	816	830	846	843	824
人口			人	132,388	132,216	132,183	131,644	131,402

注) 数値は、小数点以下を四捨五入しているため、合計が合わない場合があります。

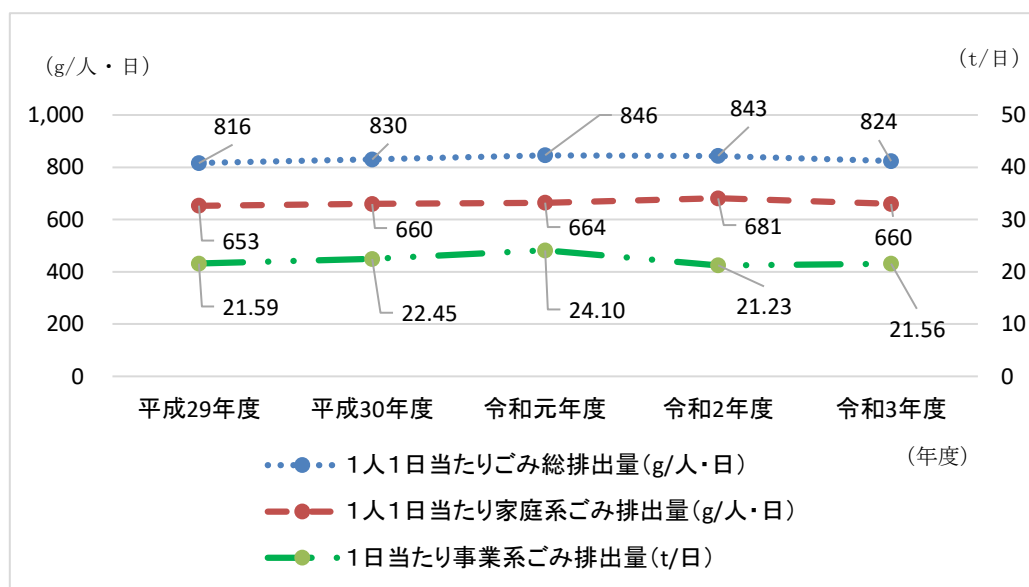


図3-4 単位当たりの排出量

4) 中間処理の実績

①焼却処理量

焼却処理量を表 3-9 及び図 3-5 に示します。

焼却処理量は令和 2 年度までは、おおむね横ばい傾向で推移していましたが、令和 3 年度では減少しています。焼却灰の資源化量は過去 5 年間上昇しています。

表 3-9 焼却処理量

項目		年度	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
搬入量	焼却量		(t/年)	27,794	28,975	29,634	29,835	29,098
	可燃ごみ		(t/年)	23,490	24,412	24,764	25,020	24,832
	脱水ケーキ		(t/年)	547	535	533	517	549
	資源	粗大ごみ処理施設から	(t/年)	1,376	1,455	1,590	1,444	1,355
	残渣	資源回収から	(t/年)	295	284	370	500	290
	燃やせないごみ (剪定枝木、雑草・落ち葉)		(t/年)	2,085	2,288	2,377	2,355	2,072
搬出量	焼却灰		(t/年)	3,611	3,721	3,742	4,135	3,683
	資源化		(t/年)	310	735	1,163	1,154	1,285
	埋立		(t/年)	3,301	2,985	2,579	2,981	2,398

注) 数値は、小数点以下を四捨五入しているため、合計が合わない場合があります。

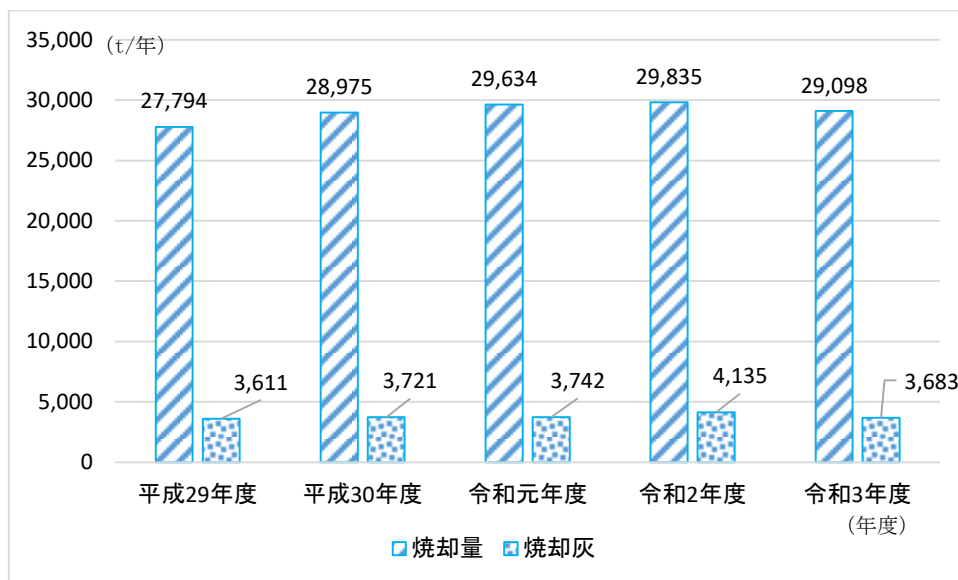


図 3-5 焼却処理量

②粗大ごみ処理施設処理量

粗大ごみ処理施設処理量を表 3-10 及び図 3-6 に示します。粗大ごみ処理施設処理量は令和元年度以降、減少傾向にあります。

表 3-10 粗大ごみ処理施設処理量

項目		年度	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
搬入量	粗大・不燃ごみ		(t/年)	1,745	1,839	1,980	1,687	1,627
	ガラス、セトモノ等埋立量		(t/年)	429	418	436	396	360
搬出量	可燃残渣（焼却施設へ）		(t/年)	1,376	1,455	1,590	1,444	1,355

注) 数値は、小数点以下を四捨五入しているため、合計が合わない場合があります。

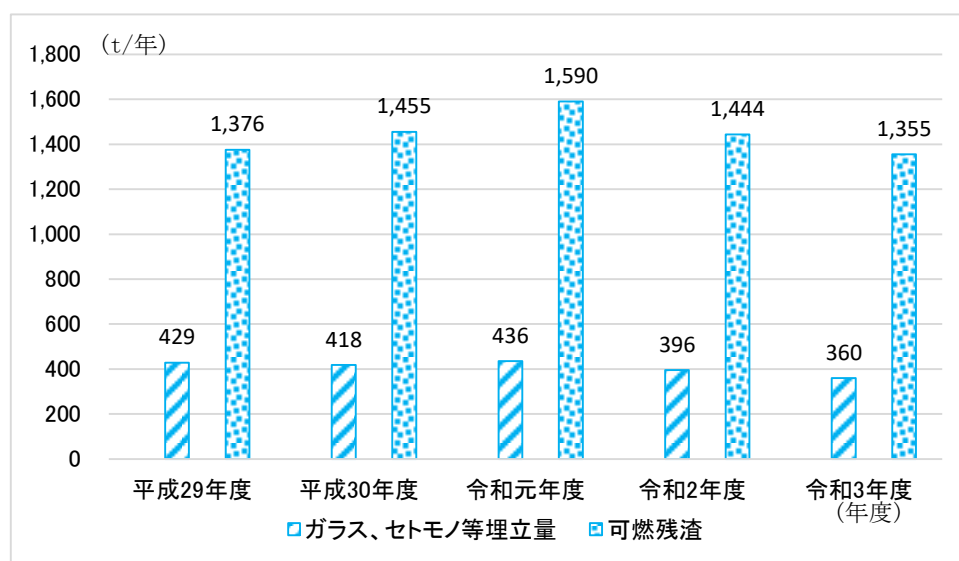


図 3-6 粗大ごみ処理施設処理量

③プラスチック中間処理施設処理量と資源化量

プラスチック中間処理施設処理量と資源化量を表 3-11 及び図 3-7 に示します。資源化量は処理量に比して、過去 5 年間平均 94.7%で、令和 3 年度では 94.5%でした。

表 3-11 プラスチック中間処理施設処理量と資源化量

項目	年度	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	5年間平均
搬入量	処理量	(t/年)	1,804	1,824	1,840	1,895	1,896	1,851
	ペットボトル	(t/年)	352	367	369	382	386	371
	その他プラスチック	(t/年)	1,452	1,456	1,471	1,513	1,510	1,480
搬出量	残渣量	(t/年)	97	94	98	103	104	99
	ペットボトル	(t/年)	97	94	98	103	104	99
	その他プラスチック							
資源化量	(t/年)	1,707	1,730	1,742	1,792	1,792	1,752	
処理量に対する資源化率	(%)		94.6	94.8	94.7	94.6	94.5	94.7

注) 数値は、小数点以下を四捨五入しているため、合計が合わない場合があります。

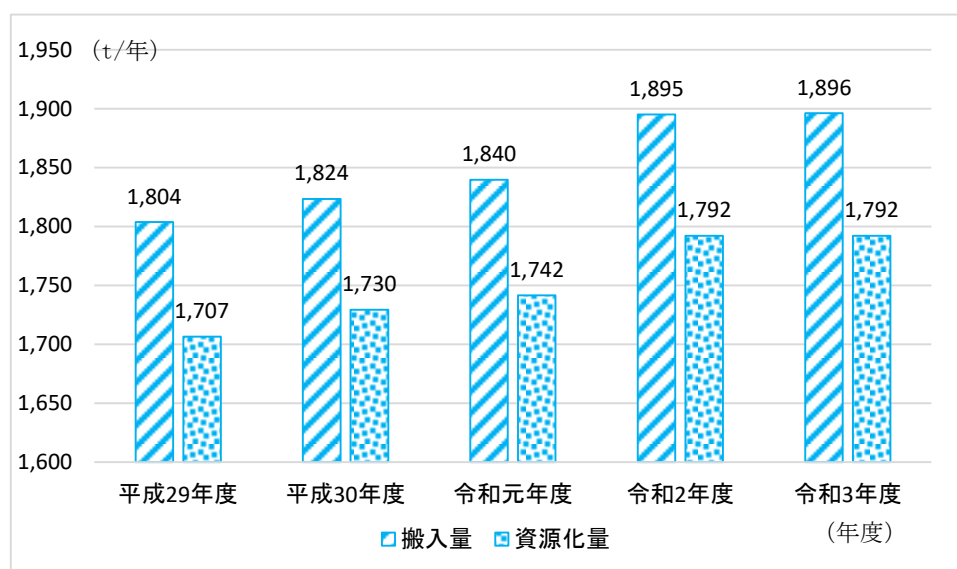


図 3-7 プラスチック中間処理施設処理量と資源化量

5) 資源化量と資源化率

ごみ排出量、資源化量及び資源化率を表 3-12 及び図 3-8 に示します。資源化量及び資源化率は、令和 2 年度までは横ばい傾向でしたが、令和 3 年度では上昇しています。

表 3-12 ごみ排出量、資源化と資源化率

項目	年度	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
ごみ排出量		(t/年)	39,418	40,066	40,925	40,483	39,544
資源化量	排出量	(t/年)	8,884	8,668	8,626	8,640	8,123
	処理残渣等	(t/年)	△40	△108	△124	△276	308
	焼却灰の資源化	(t/年)	310	735	1,163	1,154	1,285
	燃やせないごみ (剪定枝木)	(t/年)	0	0	0	0	180
計		(t/年)	9,154	9,295	9,665	9,518	9,896
資源化率		(%)	23.2	23.2	23.6	23.5	25.0

注) 数値は、小数点以下を四捨五入しているため、合計が合わない場合があります。

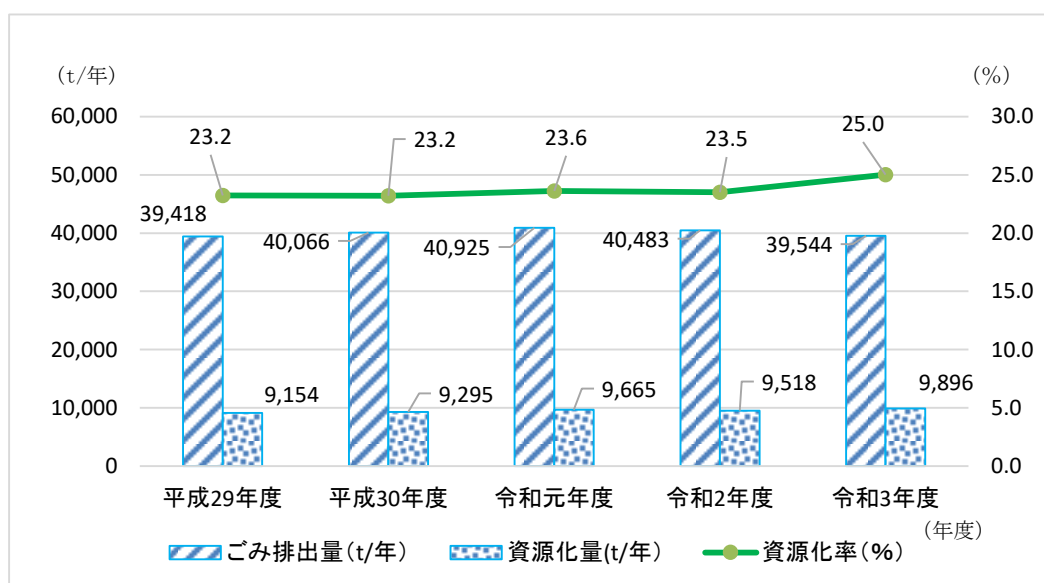


図 3-8 ごみ排出量、資源化量と資源化率

6) 最終処分の実績

ごみ排出量、最終処分量及び最終処分率を表 3-13 及び図 3-9 に示します。最終処分量及び最終処分率は、令和 2 年度までは横ばい傾向でしたが、令和 3 年度では、燃やせないごみ（剪定枝木）の最終処分量が大幅に減少した結果、最終処分量及び最終処分率ともに、令和 2 年度比約 56%減少しています。なお、最終処分は、最終処分場を有していないため民間業者に委託しています。

表 3-13 最終処分量と最終処分率

項目	年度	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
ごみ排出量		(t/年)	39,418	40,066	40,925	40,483	39,544
最終処分量	不燃残渣	(t/年)	439	418	436	396	360
	焼却灰	(t/年)	3,301	2,985	2,579	2,981	2,398
	燃やせないごみ (剪定枝木)	(t/年)	2,990	2,560	2,495	3,341	167
	計	(t/年)	6,731	5,964	5,510	6,718	2,925
最終処分率		(%)	17.1	14.9	13.5	16.6	7.4

注) 数値は、小数点以下を四捨五入しているため、合計が合わない場合があります。

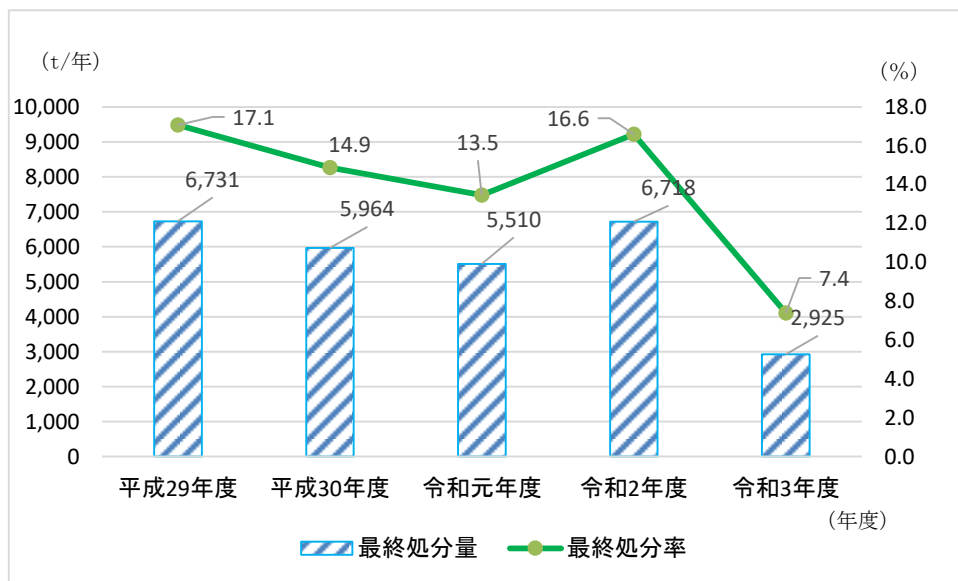


図 3-9 最終処分量と最終処分率

7) ごみの性状

過去5年間のごみの性状分析結果を表 3-14、ごみの組成分析結果を図 3-10、三成分分析結果と低位発熱量を図 3-11 に示します。種類組成では、紙・布類及びビニールが最も多く、全体の40～50%を占めています。また、低位発熱量は、2,160～2,860 kcal/kg で推移しており、三成分は、水分が40～46%、灰分が8～13%、可燃分が46～49%となっています。

表 3-14 ごみ性状分析結果

項目	年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		種類組成				
	紙・布類 (%)	45	45	40	41	50
	ビニール・合成樹脂・ゴム類 (%)	26	28	33	32	17
	木・竹・わら類 (%)	6	7	3	3	2
	厨芥類 (%)	17	15	16	17	23
	不燃物類 (%)	3	1	6	4	6
	その他 (%)	3	4	2	3	2
	合計 (%)	100	100	100	100	100
三成分						
	水分 (%)	46	46	40	43	40
	灰分 (%)	8	8	11	11	13
	可燃分 (%)	46	46	49	46	47
	合計 (%)	100	100	100	100	100
低位発熱量 (kcal/kg)		2,315	2,160	2,458	2,515	2,860
単位体積重量 (kg/m ³)		148	105	86	50	54

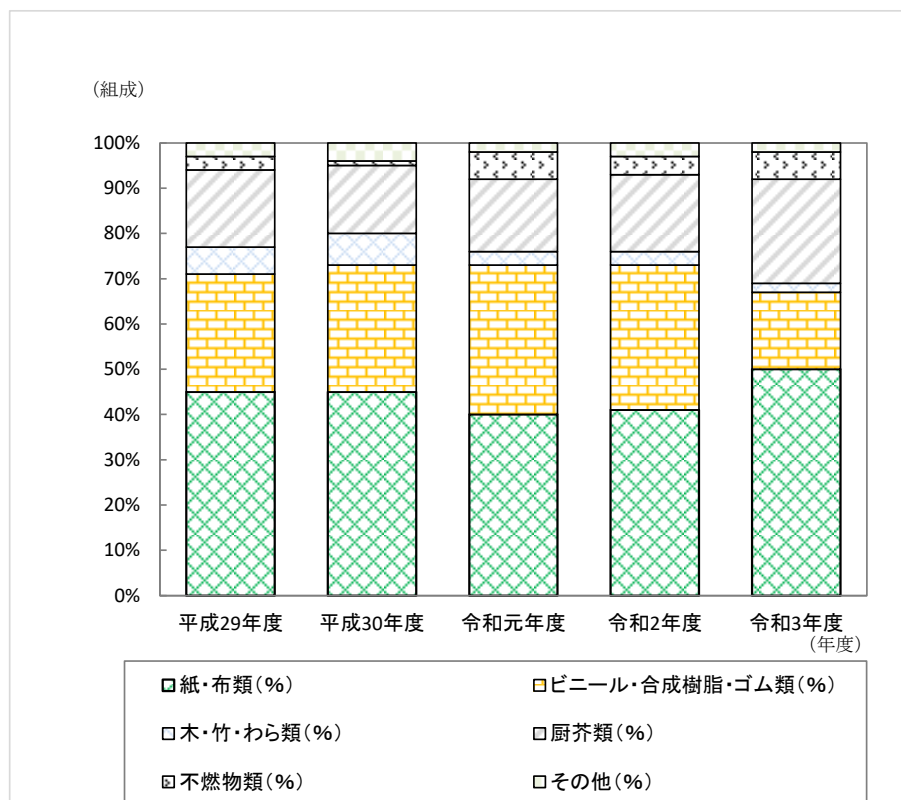


図 3-10 ごみ組成分析結果

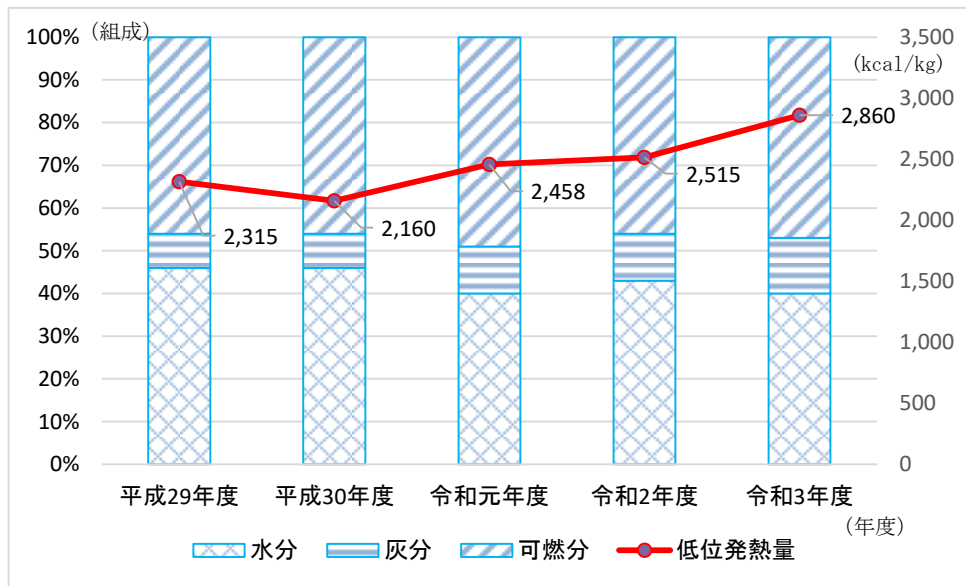
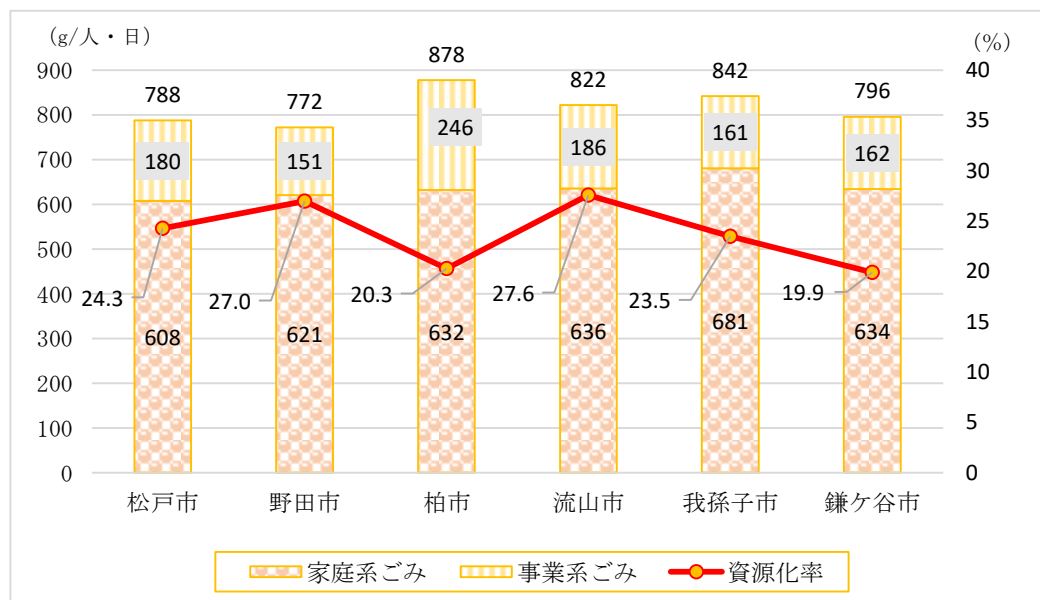


図 3-11 ごみの三成分分析と低位発熱量の結果

8) ごみの減量と資源化の状況

本市と東葛6市のごみの1人1日当たり排出状況と資源化率を図3-12に示します。また、千葉県内資源化率順位を表3-15、国、千葉県との資源化率推移を図3-13に示します。

1人1日当たりごみ排出量は、本市が東葛6市の中で2番目に多く、資源化率は、4番目です。一方、千葉県内市町村での資源化率は、10番目に高い状況で、国及び千葉県の平均資源化率との比較では、全ての年度で高い数値です。



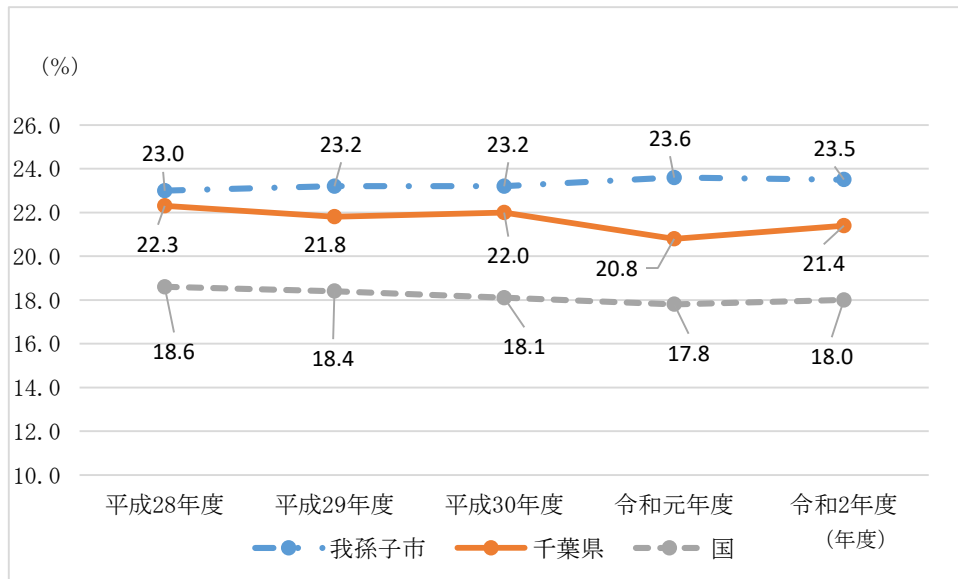
出典：令和2年度環境省・一般廃棄物処理実態調査

図3-12 我孫子市と東葛6市のごみ排出量

表3-15 千葉県内資源化率順位

順位	市町村名	資源化率 (%)
1	大多喜町	32.5
2	御宿町	30.3
3	千葉市	28.5
4	流山市	27.6
5	野田市	27.0
6	袖ヶ浦市	26.7
7	君津市	25.2
8	富津市	24.3
9	松戸市	24.3
10	我孫子市	23.5

出典：令和2年度千葉県清掃事業の現況と実績



出典：令和2年度環境省・一般廃棄物処理実態調査

図 3-13 資源化率の推移

本市の資源化率は、微増となっています。また、P. 25 表 3-12 に示されているとおり、焼却灰の資源化も増加傾向になっています。

9) ごみ処理経費の状況

①清掃費の推移

過去5年間の清掃費の推移を表3-16及び図3-14に示します。

表3-16 清掃費の推移

(単位：千円)

項目	年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
清掃総務費		9,102	4,333	4,628	3,810	3,901
じん芥処理費		1,236,824	1,136,681	1,223,404	1,149,197	1,162,656
資源化事業費		501,771	509,708	500,755	509,556	521,906
清掃費計		1,747,697	1,650,722	1,728,787	1,662,563	1,688,463

注)1.清掃事業費の金額は新クリーンセンター整備事業費と基金積立金は含まれていません。
2.災害廃棄物処理費は含まれていません。

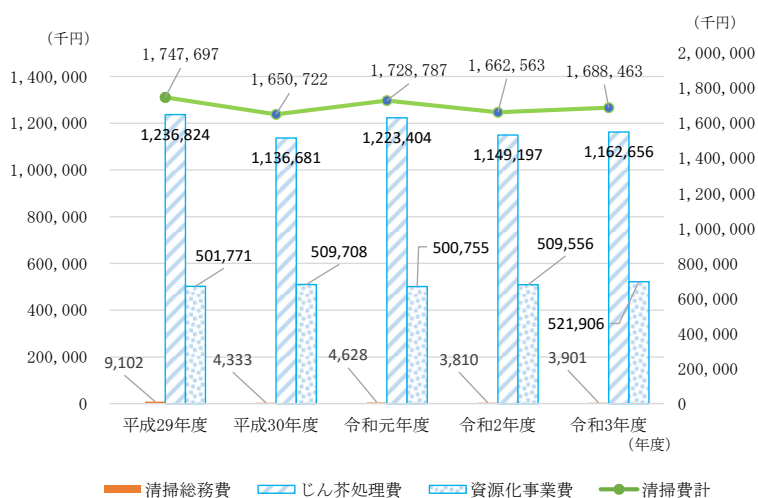


図3-14 清掃費の推移

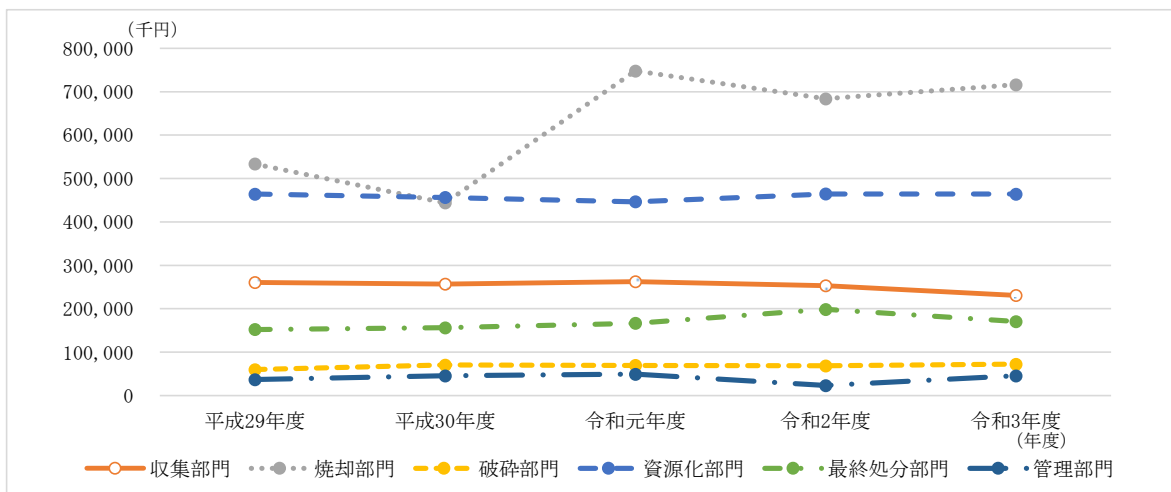
②ごみ処理の部門別原価の推移

過去5年間のごみ処理の部門別原価の推移を表3-17、図3-15、図3-16に示します。ごみ処理原価は、新クリーンセンター整備事業費と基金積立金を除いた額で、令和3年度において約17億円です。原価に占める割合は、焼却部門が最も多く、続いて資源化部門、収集部門の順となっています。

表3-17 ごみ処理の部門別原価の推移

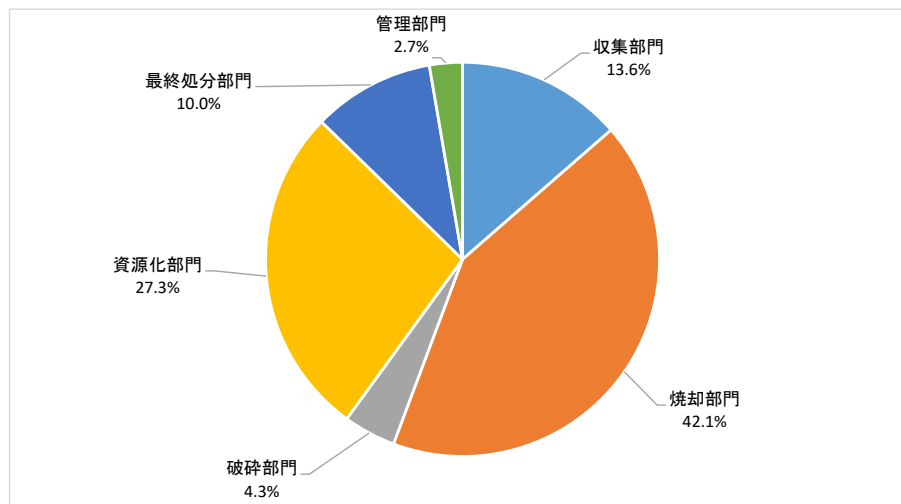
(単位：千円)

項目	年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
収集部門		260,808	256,692	262,242	253,269	230,943
焼却部門		533,560	444,029	747,850	683,866	716,193
破碎部門		59,924	70,444	69,610	68,489	72,328
資源化部門		464,237	456,346	446,445	464,388	464,352
最終処部門		152,285	156,159	166,641	198,603	170,465
管理部門	一般	36,715	45,662	49,357	23,260	45,457
	新クリーンセンター整備事業	0	99,501	84,220	375,051	6,436,292
	基金積立金	10,090	10,590	10,100	119	140
	小計	46,805	155,753	143,677	398,430	6,481,889
合計		1,517,619	1,539,423	1,836,465	2,067,045	8,136,170
管理部門が一般だけの合計		1,507,529	1,429,332	1,742,145	1,691,875	1,699,738



注) 管理部門の金額は新クリーンセンター整備事業費と基金積立金は含まれていません。

図 3-15 ごみ処理の部門別原価の推移



注) 管理部門の金額は新クリーンセンター整備事業費と基金積立金は含まれていません。

図 3-16 令和3年度の原価におさめる各部門の割合

③ごみ処理の要素別及び原単位別原価の推移

過去5年間のごみ処理の要素別原価の推移を表 3-18、原単位別原価の推移を表 3-19、図 3-17 に示します。

表 3-18 ごみ処理の要素別原価の推移

(単位：千円)

項目		年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
人件費			163,700	163,997	166,497	143,396	131,924
物件費	一般		1,332,554	1,254,060	1,564,373	1,537,204	1,556,539
	新クリーンセンター整備事業		0	99,501	84,220	375,051	6,436,292
	基金積立金		10,090	10,590	10,100	119	140
	小計		1,342,644	1,364,151	1,658,693	1,912,374	7,992,971
減価償却費			11,275	11,275	11,275	11,275	11,275
合計			1,517,619	1,539,423	1,836,465	2,067,045	8,136,170
管理部門が一般だけの合計			1,507,529	1,429,332	1,742,145	1,691,875	1,699,738

表 3-19 ごみ処理の原単位別原価の推移

(単位：円)

項目 \ 年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
1t当たり収集原価 ①	13,942	13,337	13,511	12,307	11,518
1t当たり処分原価 ②	30,697	28,127	34,955	34,924	35,994
1t当たり処理原価 ①+②	44,639	41,464	48,466	47,231	47,512
1人当たりのごみ処理原価	11,387	10,811	13,180	12,852	12,935
1世帯当たりのごみ処理原価	25,821	24,238	29,266	28,228	28,072

令和3年度における1人当たりのごみ処理原価

= ごみ処理原価 (円) ÷ 人口

= 1,699,738 円 ÷ 131,402 人 ≒ 12,935 円/人 ※人口は各年度の1月1日現在

令和3年度における1世帯当たりのごみ処理原価

= ごみ処理原価 (円) ÷ 世帯数

= 1,699,738 円 ÷ 60,549 世帯 ≒ 28,072 円/世帯

注) 1人当たり及び1世帯当たりのごみ処理原価に新クリーンセンター整備事業及び基金積立金は含まれていません。

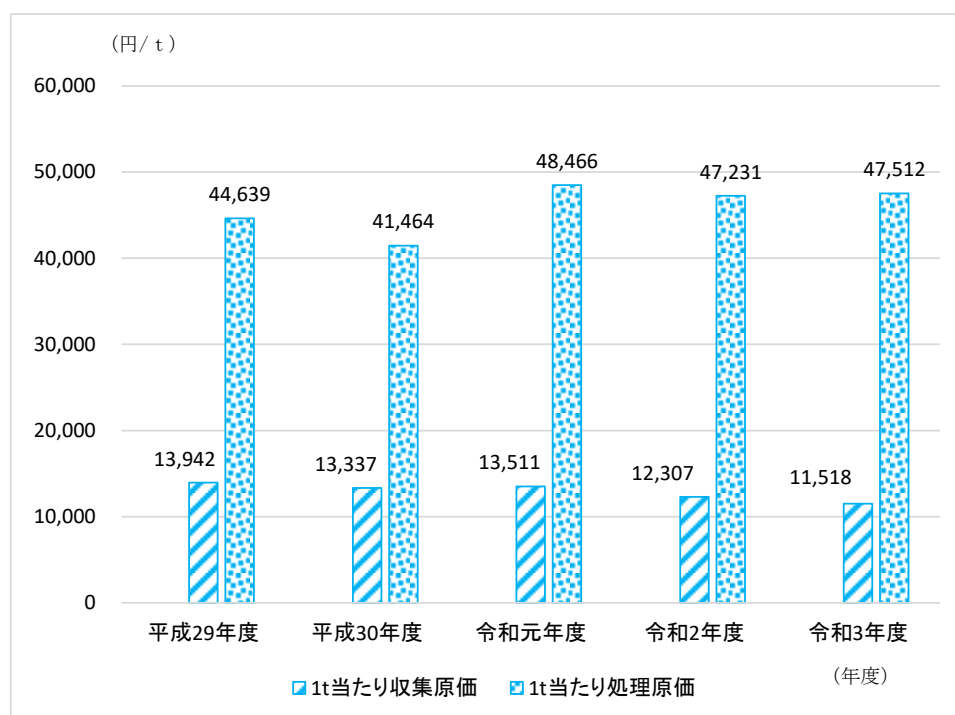


図 3-17 ごみ処理の原単位別原価の推移

第2節 ごみ処理の評価と課題

1 ごみ処理の評価

1) 類似市との比較

環境省の「市町村一般廃棄物処理システム比較分析評価支援ツール（令和2年度実績版）」を利用し、表3-21に示す産業構造^{※1}、人口^{※2}及び都市形態^{※3}が類似している全国62市の平均と令和3年度の本市の実績値を比較した結果を表3-20、図3-18に示します。

なお、本市の実績値は令和3年度から最終処分量が大きく変わったため、令和3年度の値を採用しており、結果は参考としています。

結果は、指数値で表示され、1人1日当たりごみ排出量、廃棄物からの資源回収率及び人口1人当たり年間処理経費の指数値は、100%を上回っていますが、その他2項目は下回っています。

※1：Ⅱ次・Ⅲ次人口比95%以上、Ⅲ次人口比65%以上

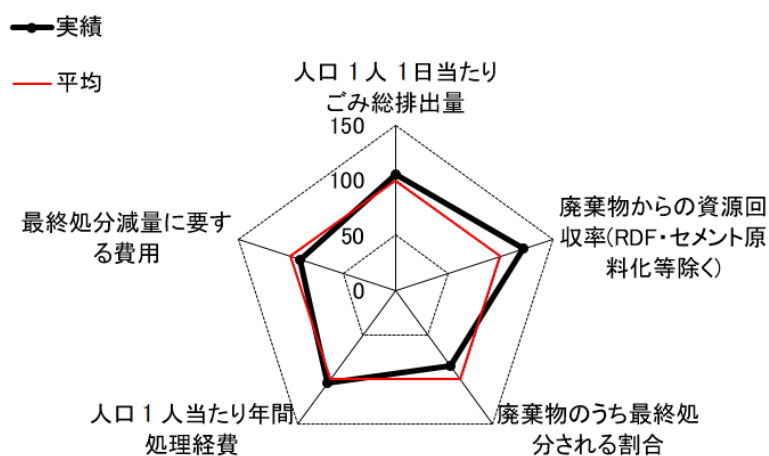
※2：Ⅲ（100,000人～150,000未満）

※3：都市形態区分（都市Ⅲ3）

表3-20 比較類似市の平均との比較結果（参考）

	人口1人1日当たり ごみ排出量 (g)	廃棄物からの資源 回収率（RDF等除く） (%)	廃棄物からのうち最終 処分される割合 (%)	人口1人当たり年間 処理経費 (円/人・年)	最終処分減量 に要する費用 (円/t)
平均	871	20.5	6.5	13,557	43,245
最大	1,149	46.0	17.9	21,781	66,282
最少	665	7.8	0	4,983	16,874
我孫子市	824	25	7.4	12,935	47,336
指数値 ^{※4}	105.4	122.0	86.2	104.6	94.2
指数の見方	指数が大きくなるほどごみ排出量は少なくなる	指数が大きくなるほど資源回収率は高くなる	指数が大きくなるほど最終処分される割合は小さくなる	指数が大きくなるほど1人当たりの年間処理経費は少なくなる	指数が大きくなるほど費用対効果は高くなる

※4：指数値 = $[1 - (\text{我孫子市の値} - \text{平均値}) / \text{平均値}] \times 100$



出典：令和2年度・環境省「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」

図3-18 比較対象市町村の平均との比較結果

表 3-21 類似している全国 62 市

コード	市町村名	街の区分	人口
01203	北海道小樽市	都市Ⅲ3	111,634
01217	北海道江別市	都市Ⅲ3	119,883
08203	茨城県土浦市	都市Ⅲ3	141,506
08217	茨城県取手市	都市Ⅲ3	106,815
11210	埼玉県加須市	都市Ⅲ3	112,852
11217	埼玉県鴻巣市	都市Ⅲ3	118,042
11224	埼玉県戸田市	都市Ⅲ3	140,756
11225	埼玉県入間市	都市Ⅲ3	147,312
11227	埼玉県朝霞市	都市Ⅲ3	143,063
11235	埼玉県富士見市	都市Ⅲ3	112,127
11237	埼玉県三郷市	都市Ⅲ3	142,837
11239	埼玉県坂戸市	都市Ⅲ3	100,487
11245	埼玉県ふじみ野市	都市Ⅲ3	114,558
12206	千葉県木更津市	都市Ⅲ3	135,634
12211	千葉県成田市	都市Ⅲ3	131,997
12222	千葉県我孫子市	都市Ⅲ3	131,753
12224	千葉県鎌ヶ谷市	都市Ⅲ3	109,887
12231	千葉県印西市	都市Ⅲ3	105,332
13203	東京都武蔵野市	都市Ⅲ3	147,677
13205	東京都青梅市	都市Ⅲ3	132,291
13207	東京都昭島市	都市Ⅲ3	113,589
13210	東京都小金井市	都市Ⅲ3	123,427
13214	東京都国分寺市	都市Ⅲ3	126,432
13222	東京都東久留米市	都市Ⅲ3	116,961
13224	東京都多摩市	都市Ⅲ3	148,606
14214	神奈川県伊勢原市	都市Ⅲ3	102,088
14215	神奈川県海老名市	都市Ⅲ3	133,314
14216	神奈川県座間市	都市Ⅲ3	131,776
21204	岐阜県多治見市	都市Ⅲ3	106,810
22206	静岡県三島市	都市Ⅲ3	109,155
23217	愛知県江南市	都市Ⅲ3	100,364
24203	三重県伊勢市	都市Ⅲ3	124,543
25206	滋賀県草津市	都市Ⅲ3	135,839
27204	大阪府池田市	都市Ⅲ3	103,654
27209	大阪府守口市	都市Ⅲ3	143,758
27214	大阪府富田林市	都市Ⅲ3	110,124
27216	大阪府河内長野市	都市Ⅲ3	103,552
27217	大阪府松原市	都市Ⅲ3	119,013
27218	大阪府大東市	都市Ⅲ3	119,681
27220	大阪府箕面市	都市Ⅲ3	138,572
27222	大阪府羽曳野市	都市Ⅲ3	110,330
27223	大阪府門真市	都市Ⅲ3	120,701
28219	兵庫県三田市	都市Ⅲ3	110,996
29205	奈良県橿原市	都市Ⅲ3	121,483
29209	奈良県生駒市	都市Ⅲ3	118,621
31202	鳥取県米子市	都市Ⅲ3	147,495
34213	広島県廿日市市	都市Ⅲ3	117,045
35206	山口県防府市	都市Ⅲ3	115,603
35208	山口県岩国市	都市Ⅲ3	132,343
35215	山口県周南市	都市Ⅲ3	141,287
37202	香川県丸亀市	都市Ⅲ3	112,638
38205	愛媛県新居浜市	都市Ⅲ3	118,032
40202	福岡県大牟田市	都市Ⅲ3	112,231
40205	福岡県飯塚市	都市Ⅲ3	127,605
40217	福岡県筑紫野市	都市Ⅲ3	104,497
40218	福岡県春日市	都市Ⅲ3	113,309
40219	福岡県大野城市	都市Ⅲ3	101,664
44202	大分県別府市	都市Ⅲ3	115,248
47205	沖縄県宜野湾市	都市Ⅲ3	100,230
47208	沖縄県浦添市	都市Ⅲ3	115,383
47211	沖縄県沖繩市	都市Ⅲ3	142,702
47213	沖縄県うるま市	都市Ⅲ3	125,029

2) 前基本計画の実績と結果

前基本計画の目標値（中間目標、最終目標）と実績値の比較を表 3-22 に示します。

総排出量及び資源化率は、中間目標、最終目標ともに達成できませんでした。したがって、家庭系ごみ並びに事業系ごみの発生・排出を抑制し、さらなるごみの資源化の向上が必要です。

表 3-22 前基本計画の目標と実績比較

実績、計画 年度 項目	実績		前基本計画	
	平成30年度	令和3年度	平成30年度	令和3年度
			(中間目標)	(最終目標)
総排出量（資源含む） （g/人・日）	830	824	826	808
資源化率（%）	23.2	25.0	27	30

2 ごみ処理の課題

1) 発生抑制・排出抑制

P. 20 表 3-7、P. 21 表 3-8 に示したとおり、総排出量、1人1日当たり排出量ともに令和元年度が最も高くなっています。令和元年度以降は、若干減少傾向にあります。また、表 3-22 に示すとおり、前基本計画の目標値を達成できていないことから、今後、排出量の増加をできるだけ抑制し、1人1日当たり排出量を減少させる必要があります。

①家庭系ごみ

家庭系ごみは令和2年度の排出量が最も多くなっています。また、1人1日当たりの排出量も令和2年度が高くなっています。今後の施策により、さらなる減量化対策を行う必要があります。

②事業系ごみ

事業系ごみは、全体排出量の2割前後ですが、排出量は令和元年度をピークに、その後、減少するも横ばい傾向です。家庭系ごみと同様に減量化対策を行う必要があり、事業者への発生抑制、排出抑制の指導を行う必要があります。

2) 中間処理

現在の焼却施設は令和4年度で廃止となり、新廃棄物処理施設が令和5年度から稼働することにより、環境に配慮した安全で安定的なごみ処理が実現できます。一方、破碎処理施設は、昭和52年に竣工してから45年が経過しており、老朽化が著しい状況から新たな処理施設の整備を着実に進める必要があります。

3) 資源化

本市の資源化率は、類似市の平均に比較して高い数値であり、P. 25 表 3-12 に示すように過去5年間では微増ではありますが、増加傾向です。一方、前基本計画の中間、最終の目標値は達成できていません。令和5年度以降、剪定枝木の資源化の再開を検討するとともに、

新たな処理施設での資源化方式や資源化ルートの検討により、資源化率の向上を図る必要があります。

4) 収集運搬

本市における収集運搬は全面委託をしており、必要な収集回数は確保されているものの、近年、集積所の設置要望が増加しています。一方、集積所に隣接したくないという市民の声で地区内に集積所が確保できないという問題が発生していることから、効果的な収集を継続するために、集積所のあり方を研究する必要があります。

5) 最終処分

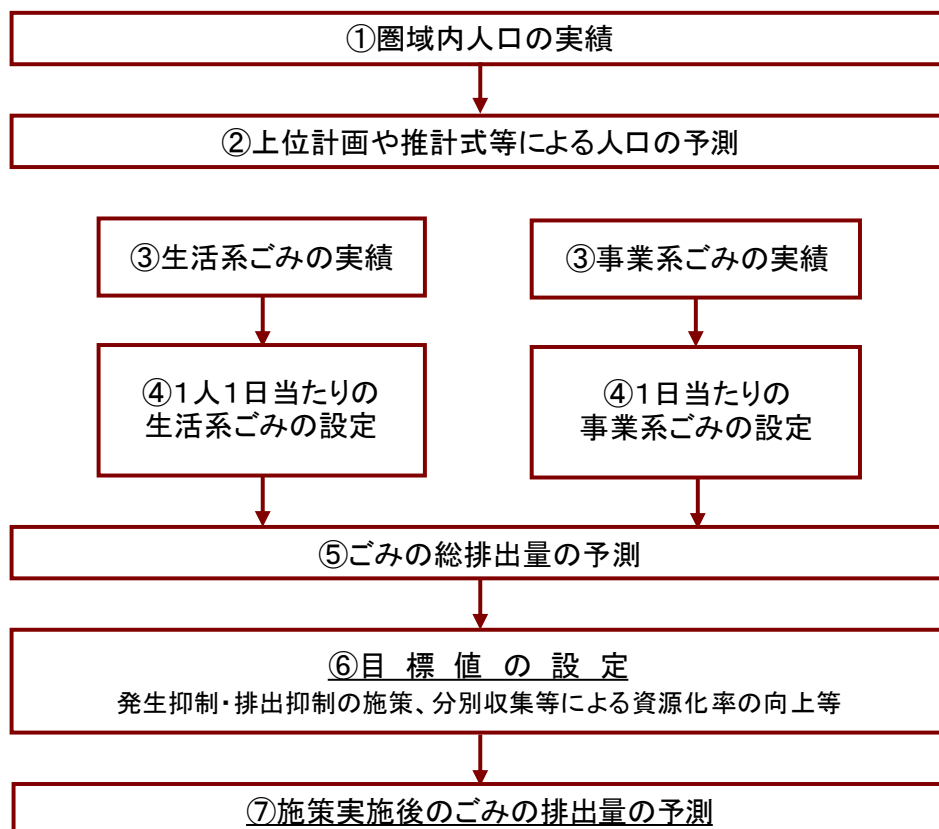
本市は、最終処分場を有していないことから、できる限り最終処分量を削減する必要があります。本市の最終処分対象物は、焼却灰、不燃残渣及び剪定枝木です。

令和3年度では、燃やせないごみ（剪定枝木）の埋立量が大幅に減少した結果、P.26表3-13に示すとおり、最終処分量は、令和2年度比約56%削減しています。一方、P.22表3-9に示すとおり、年々、焼却灰の資源化は増加傾向にありますが、さらなる最終処分量削減のため、外部委託業者への協力要請等により、焼却灰の全量資源化の実現を目指す必要があります。

第3節 ごみの発生量及び処理量の見通し

ごみ排出量の予測フローを図3-19に示します。

国・県の基本方針（減量目標）との整合を図りながら、社会状況や地域性を踏まえ、実施する取組効果を考慮して、最適な数値目標を設定しますが、ここでは現状の傾向が継続した場合のごみ量（⑤ごみの排出量の予測）を算定します。



出典：(社)全国都市清掃会議「ごみ処理施設整備の計画・設計要領」参考5ごみの発生量及び処理量の予測方法の例を参考に作成。

図 3-19 排出量の予測フロー

- ① 行政区域内人口の実績を整理します。
- ② 上位計画（総合計画など）により、将来の人口を予測します。
- ③ 家庭系ごみ量、事業系ごみ量の過去5年間の実績を整理します。
- ④ ③の傾向を踏まえ、将来の1人1日当たりの家庭系ごみ量、1日当たりの事業系ごみ量当たりを予測式などを用いて設定します。
- ⑤ 設定した1人1日当たりの家庭系ごみ量に②将来の人口を乗じて年間排出量を算出します。事業系ごみ量は、設定した1日当たりの事業系ごみ量から年間排出量を算出します。
- ⑥ 国や県の目標を踏まえ、ごみの発生を抑える施策（リデュース）、ごみとしないで再使用・再生利用する施策（リユース・リサイクル）など、既存の施策と新たな施策を検討し、削減量を決めます。
- ⑦ 施策の実施あるいは目標値の設定に合わせて、ごみの排出量、家庭系ごみ排出量、事業系ごみ排出量を算出します。

1 行政区域内人口の予測

本市では、人口の現状と将来の展望を提示する「我孫子市人口ビジョン」(令和2年10月)を策定しており、これをもとに「我孫子市第四次総合計画」では、「将来人口」を予測しています。

将来人口の予測を表3-23及び図3-20に示します。

表3-23 人口の予測

項目	年度	実績					予測		
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
将来人口		132,388	132,216	132,183	131,644	131,402	130,810	130,253	129,697

項目	年度	予測							
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
将来人口		128,908	128,119	127,331	126,542	126,007	124,827	123,900	122,973

注) 各年度の人口は当該年度の1月1日

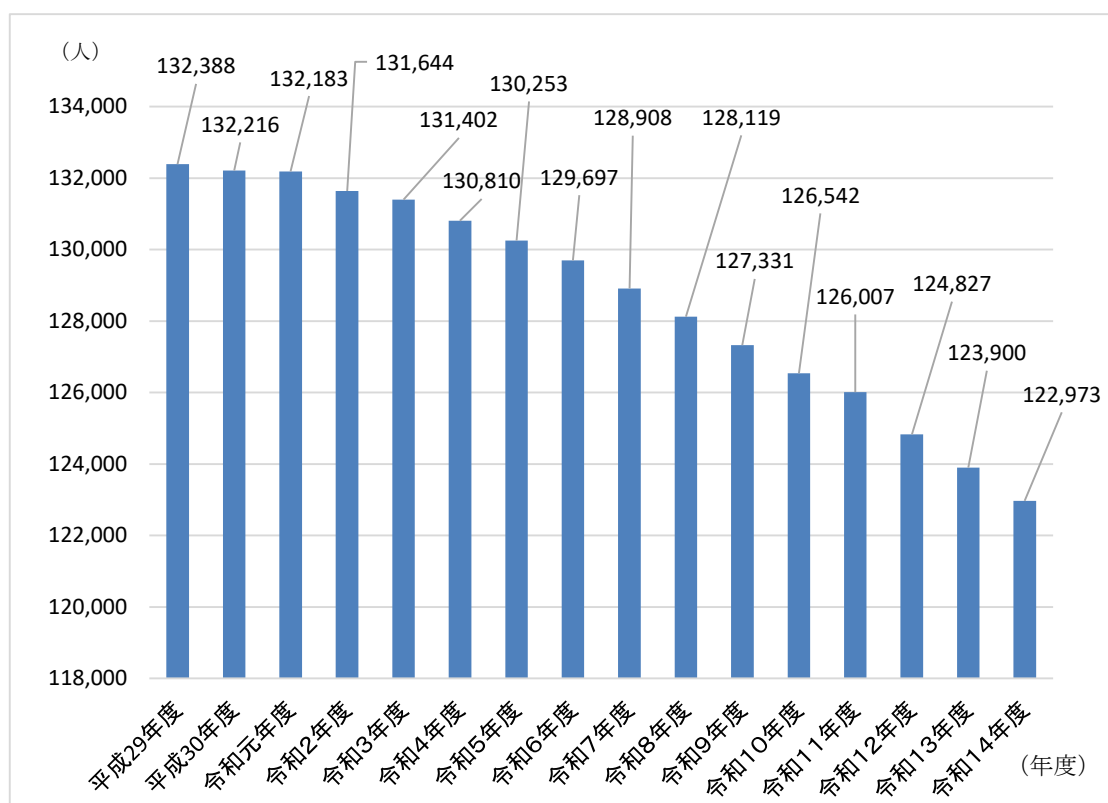


図3-20 人口の予測

2 現状の傾向が継続した場合のごみ排出量の予測

ごみの排出抑制、再生利用を促進せず、循環型社会形成に向けた改善を行わない場合のごみ排出量及び各処理量を表 3-24、表 3-25、図 3-20、図 3-21、図 3-22 に示します。

この場合において、令和 14 年度のごみ排出量は 38,770t/年、資源は 7,977 t/年で令和 3 年度比ごみ排出量は 774t 減少、資源は 146 t 減少となる予測です。

将来の予測は、家庭系ごみと事業系ごみの過去 5 年間の実績より、図 3-19 の排出量の予測フローに従っています。

表 3-24 現状の傾向が継続した場合のごみ排出量 (1/2)

項目	年度	単位	実 績					予 測			
			H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	
家庭系 ごみ	可燃ごみ	(t/年)	17,881	18,368	18,339	19,277	18,916	19,246	21,401	21,346	
	不燃ごみ	(t/年)	1,381	1,430	1,527	1,217	1,149	1,169	1,171	1,168	
	粗大ごみ	(t/年)	193	204	212	301	318	324	324	323	
	資源	ビン	(t/年)	916	881	874	898	858	873	874	872
		カン	(t/年)	393	391	387	402	378	385	385	384
		ペットボトル	(t/年)	352	367	369	382	386	393	394	393
		プラスチック	(t/年)	1,452	1,456	1,471	1,513	1,510	1,536	1,538	1,534
		金属類	(t/年)	513	541	583	670	559	569	569	568
		古紙・繊維その他	(t/年)	4,969	4,751	4,675	4,775	4,432	4,509	4,516	4,504
		生ごみ	(t/年)	290	281	266	0	0	0	0	0
		計	(t/年)	8,884	8,668	8,626	8,640	8,123	8,265	8,277	8,255
	燃やせないごみ	雑草・落ち葉	(t/年)	2,106	2,109	2,241	2,174	2,088	2,124	0	0
		剪定枝木	(t/年)	1,091	1,092	1,161	1,126	1,081	1,100	1,102	1,099
	計(資源除く)	(t/年)	22,652	23,203	23,480	24,095	23,552	23,963	23,998	23,936	
	計(資源含む)	(t/年)	31,536	31,872	32,106	32,735	31,675	32,228	32,274	32,191	
事業系 ごみ	可燃ごみ	(t/年)	5,609	6,044	6,425	5,742	5,916	6,312	7,262	7,243	
	不燃ごみ	(t/年)	171	204	242	169	160	171	164	163	
	燃やせないごみ	雑草・落ち葉	(t/年)	1,384	1,283	1,419	1,210	1,181	1,260	0	0
		剪定枝木	(t/年)	717	664	735	627	612	653	626	624
	計(資源除く)	(t/年)	7,882	8,195	8,820	7,749	7,868	8,395	8,052	8,030	
	1日当たり事業系ごみ量	(t/日)	21.59	22.45	24.10	21.23	21.56	23.00	22.00	22.00	
	計(資源含む)	(t/年)	7,882	8,195	8,820	7,749	7,868	8,395	8,052	8,030	
合計	可燃ごみ	(t/年)	23,490	24,412	24,764	25,020	24,832	25,558	28,664	28,588	
	不燃ごみ	(t/年)	1,552	1,635	1,768	1,386	1,309	1,340	1,334	1,331	
	粗大ごみ	(t/年)	193	204	212	301	318	324	324	323	
	資源	ビン	(t/年)	916	881	874	898	858	873	874	872
		カン	(t/年)	393	391	387	402	378	385	385	384
		ペットボトル	(t/年)	352	367	369	382	386	393	394	393
		プラスチック	(t/年)	1,452	1,456	1,471	1,513	1,510	1,536	1,538	1,534
		金属類	(t/年)	513	541	583	670	559	569	569	568
		古紙・繊維その他	(t/年)	4,969	4,751	4,675	4,775	4,432	4,509	4,516	4,504
		生ごみ	(t/年)	290	281	266	0	0	0	0	0
		計	(t/年)	8,884	8,668	8,626	8,640	8,123	8,265	8,277	8,255
	燃やせないごみ	雑草・落ち葉	(t/年)	3,490	3,392	3,660	3,384	3,269	3,384	0	0
		剪定枝木	(t/年)	1,808	1,757	1,895	1,753	1,693	1,753	1,728	1,723
	ごみ+資源	(t/年)	39,418	40,066	40,925	40,483	39,544	40,623	40,326	40,221	
1人1日 当たり	ごみ(家庭系_資源含む)	(g/人日)	653	660	664	681	660	675	677	680	
	ごみ(家庭系+事業系)	(g/人日)	632	651	668	663	655	678	672	675	
	ごみ(事業系)	(t/日)	21.59	22.45	24.10	21.23	21.56	23.00	22.00	22.00	
	ごみ+資源(家庭系+事業系)	(g/人日)	816	830	846	843	824	851	846	850	

注) 数値は、小数点以下を四捨五入しているため、合計が合わない場合があります。

表 3-24 現状の傾向が継続した場合のごみ排出量 (2/2)

項目		年度	単位	予測								
				R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	
家庭系 ごみ	可燃ごみ		(t/年)	21,278	21,210	21,199	21,072	21,013	20,846	20,809	20,626	
	不燃ごみ		(t/年)	1,164	1,160	1,160	1,153	1,149	1,140	1,138	1,128	
	粗大ごみ		(t/年)	322	321	321	319	318	316	315	312	
	資源	ビン		(t/年)	869	866	866	861	858	851	850	842
		カン		(t/年)	383	382	382	379	378	375	375	371
		ペットボトル		(t/年)	391	390	390	388	386	383	383	379
		プラスチック		(t/年)	1,530	1,525	1,524	1,515	1,511	1,499	1,496	1,483
		金属類		(t/年)	566	564	564	561	559	555	554	549
		古紙・繊維その他		(t/年)	4,490	4,475	4,473	4,446	4,434	4,399	4,391	4,352
		生ごみ		(t/年)	0	0	0	0	0	0	0	0
		計		(t/年)	8,229	8,203	8,199	8,149	8,127	8,062	8,047	7,977
	燃やせないごみ	雑草・落ち葉		(t/年)	0	0	0	0	0	0	0	0
		剪定枝木		(t/年)	1,095	1,092	1,091	1,085	1,082	1,073	1,071	1,062
	計(資源除く)		(t/年)	23,860	23,783	23,771	23,628	23,562	23,376	23,333	23,129	
計(資源含む)		(t/年)	32,089	31,986	31,970	31,777	31,689	31,438	31,380	31,105		
事業系 ごみ	可燃ごみ		(t/年)	7,243	7,243	7,262	7,243	7,243	7,243	6,932	6,913	
	不燃ごみ		(t/年)	163	163	164	163	163	163	156	156	
	燃やせないごみ	雑草・落ち葉		(t/年)	0	0	0	0	0	0	0	
		剪定枝木		(t/年)	624	624	626	624	624	624	597	596
	計(資源除く)		(t/年)	8,030	8,030	8,052	8,030	8,030	8,030	7,686	7,665	
	1日当たり事業系ごみ量		(t/日)	22.00	22.00	22.00	22.00	22.00	22.00	21.00	21.00	
計(資源含む)		(t/年)	8,030	8,030	8,052	8,030	8,030	8,030	7,686	7,665		
合計	可燃ごみ		(t/年)	28,521	28,453	28,462	28,314	28,256	28,089	27,741	27,540	
	不燃ごみ		(t/年)	1,327	1,323	1,323	1,316	1,313	1,304	1,295	1,284	
	粗大ごみ		(t/年)	322	321	321	319	318	316	315	312	
	資源	ビン		(t/年)	869	866	866	861	858	851	850	842
		カン		(t/年)	383	382	382	379	378	375	375	371
		ペットボトル		(t/年)	391	390	390	388	386	383	383	379
		プラスチック		(t/年)	1,530	1,525	1,524	1,515	1,511	1,499	1,496	1,483
		金属類		(t/年)	566	564	564	561	559	555	554	549
		古紙・繊維その他		(t/年)	4,490	4,475	4,473	4,446	4,434	4,399	4,391	4,352
		生ごみ		(t/年)	0	0	0	0	0	0	0	0
	計		(t/年)	8,229	8,203	8,199	8,149	8,127	8,062	8,047	7,977	
	燃やせないごみ	雑草・落ち葉		(t/年)	0	0	0	0	0	0	0	0
		剪定枝木		(t/年)	1,720	1,716	1,717	1,709	1,706	1,697	1,669	1,658
	ごみ+資源		(t/年)	40,119	40,016	40,022	39,807	39,719	39,468	39,066	38,770	
1人1日 当たり	ごみ(家庭系_資源含む)		(g/人日)	682	684	686	688	689	690	692	693	
	ごみ(家庭系+事業系)		(g/人日)	678	680	683	685	687	689	684	686	
	ごみ(事業系)		(t/日)	22.00	22.00	22.00	22.00	22.00	22.00	21.00	21.00	
	ごみ+資源(家庭系+事業系)		(g/人日)	853	856	859	862	864	866	861	864	

注) 数値は、小数点以下を四捨五入しているため、合計が合わない場合があります。

表 3-25 現状の傾向が継続した場合の処分量

項目	年度	単位	実績					予測			
			H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	
ごみ搬入量			39,418	40,066	40,925	40,483	39,544	40,623	40,326	40,221	
焼却処理量	可燃ごみ	(t/年)	23,490	24,412	24,764	25,020	24,832	25,558	28,664	28,588	
	脱水ケーキ	(t/年)	547	535	533	517	549	549	549	549	
	他施設からの残渣	(t/年)	3,757	4,027	4,337	4,299	3,717	3,717	3,717	3,717	
	計	(t/年)	27,794	28,975	29,634	29,835	29,097	29,824	32,930	32,854	
資源化量	搬入量	(t/年)	8,884	8,668	8,626	8,640	8,123	8,265	8,277	8,255	
	搬入残渣等	(t/年)	△40	△108	△124	△276	308	308	308	308	
	焼却灰の資源化	(t/年)	310	735	1,163	1,154	1,285	1,327	1,392	1,460	
	剪定枝木	(t/年)	0	0	0	0	180	186	184	183	
	計	(t/年)	9,154	9,295	9,665	9,518	9,896	10,086	9,977	10,023	
最終処分量	不燃残渣	(t/年)	439	418	436	396	360	371	416	415	
	焼却灰	(t/年)	3,301	2,985	2,579	2,981	2,398	2,457	2,364	2,286	
	燃やせないごみ	(t/年)	2,990	2,560	2,495	3,341	167	172	170	170	
	計	(t/年)	6,731	5,964	5,510	6,718	2,925	3,000	2,950	2,870	
資源化率		(%)	23.22	23.20	23.62	23.51	25.03	24.83	24.74	24.92	

項目	年度	単位	予測							
			R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
ごみ搬入量			40,119	40,016	40,022	39,807	39,719	39,468	39,066	38,770
焼却処理量	可燃ごみ	(t/年)	28,521	28,453	28,462	28,314	28,256	28,089	27,741	27,540
	脱水ケーキ	(t/年)	549	549	549	549	549	549	549	549
	他施設からの残渣	(t/年)	3,717	3,717	3,717	3,717	3,717	3,717	3,717	3,717
	計	(t/年)	32,787	32,719	32,728	32,580	32,522	32,355	32,007	31,806
資源化量	搬入量	(t/年)	8,229	8,203	8,199	8,149	8,127	8,062	8,047	7,977
	搬入残渣等	(t/年)	308	308	308	308	308	308	308	308
	焼却灰の資源化	(t/年)	1,528	1,598	1,670	1,743	1,818	1,894	1,972	2,051
	剪定枝木	(t/年)	183	182	183	182	181	180	177	176
	計	(t/年)	10,065	10,109	10,177	10,200	10,253	10,264	10,327	10,336
最終処分量	不燃残渣	(t/年)	414	413	413	411	410	407	402	399
	焼却灰	(t/年)	2,209	2,129	2,058	1,965	1,881	1,782	1,666	1,560
	燃やせないごみ	(t/年)	169	169	169	168	168	167	164	163
	計	(t/年)	2,791	2,710	2,639	2,543	2,459	2,356	2,233	2,122
資源化率		(%)	25.09	25.26	25.43	25.62	25.81	26.01	26.43	26.66

注) 数値は、小数点以下を四捨五入しているため、合計が合わない場合があります。

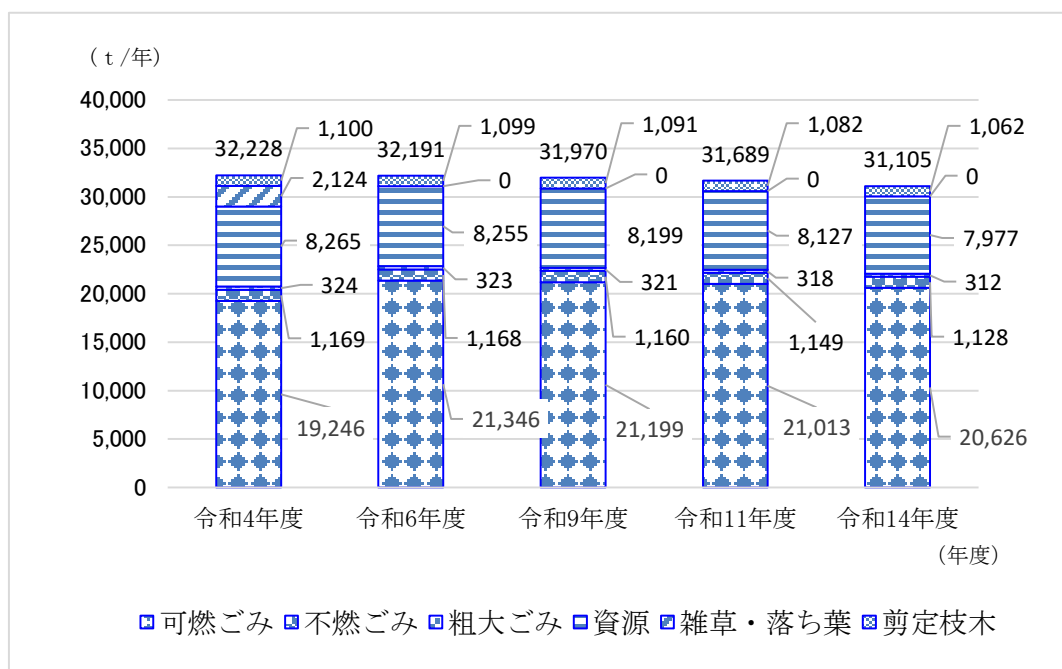


図 3-21 家庭系ごみの見通し

注) 数値は、小数点以下を四捨五入しているため、合計が合わない場合があります。

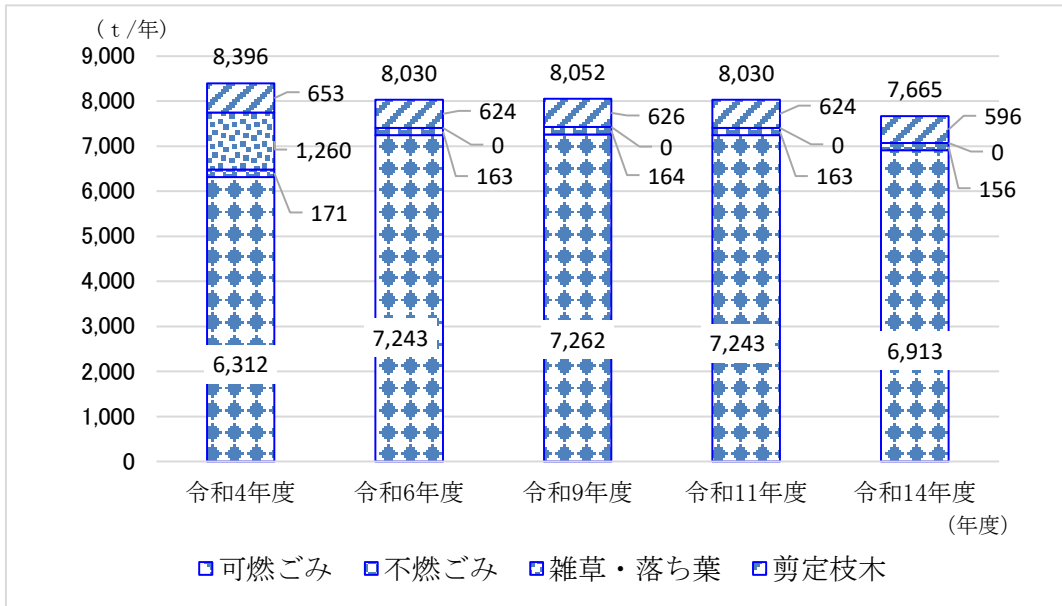


図 3-22 事業系ごみの見通し

注) 数値は、小数点以下を四捨五入しているため、合計が合わない場合があります。

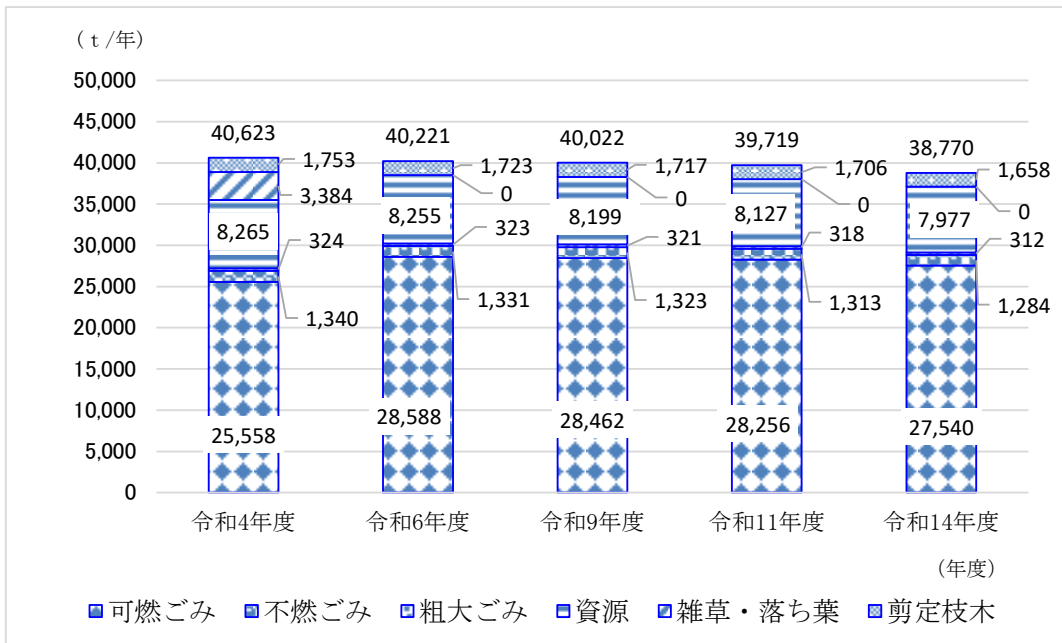


図 3-23 ごみ総排出量の見通し

注) 数値は、小数点以下を四捨五入しているため、合計が合わない場合があります。

第4章 ごみ処理基本計画

第1節 総排出量の数値目標

前基本計画では、中間目標及び最終目標がともに未達成でした。

本計画の中間目標及び最終目標は、前項の基本方針に基づき、ごみの発生・排出抑制の様々な取組を推進することにより表4-1に示す総排出量の数値目標の達成を目指します。

表 4-1 総排出量の目標

項目	前基本計画目標		実績 令和3年度	本計画目標	
	平成30年度	令和3年度		令和9年度	令和14年度
	中間目標	最終目標	中間目標	最終目標	
総排出量（資源含む） （g/人・日）	826	808	824	799 （令和3年度比 3%減）	782 （令和3年度比 5%減）

第2節 国及び県の目標値

1 国の数値目標

国は、「環境基本法」や「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の整備を行ったほか、平成30年6月に策定された「第四次循環型社会形成推進基本計画」では、第三次循環型社会形成推進基本計画で掲げた「質」に着目した循環型社会の形成、低炭素社会や自然共生社会との統合的取組等を、引き続き中核的な事項として重視しています。加えて、経済的側面や社会的側面にも視野を広げ、「持続可能な社会づくりとの統合的取組」、「地域循環共生圏による地域の活性化」、「ライフサイクル全体での資源循環の徹底」、「適正処理の推進と環境再生」、「万全な災害廃棄物処理体制の構築」、「適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開」及び「循環分野における基盤整備」の7つの方向性を示しました。

令和元年5月には「プラスチック資源循環戦略」を策定し、令和12年までにワンウェイプラスチック^{※1}を累積25%排出抑制、令和17年までに使用済みプラスチックを100%リユース・リサイクル等により有効利用、令和12年までにバイオマスプラスチックを200万トン導入する目標を掲げました。また、令和3年6月には「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が公布され、「プラスチック使用製品設計指針」、「特定プラスチック使用製品の使用の合理化」、「市町村の分別収集・再商品化」、「製造・販売事業者等による自主回収及び再資源化」及び「排出事業者の排出抑制及び再資源化等」について定めています。

国の数値目標を表4-2に示します。

※1：「一度だけ使われて廃棄されるプラスチック製品」と定義されています。

表 4-2 国の目標値

取組指標	目標値（2025（令和7）年度）
1人1日当たりのごみ排出量	約850g/人日
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 ^{※2}	約440g/人日

出典：第四次循環型社会形成推進基本計画

※2：資源は含んでいません。

2 県の数値目標

千葉県では、県民や事業者、行政、廃棄物処理業者等の各主体が目標の共有や連携を図りながら、それぞれの立場における廃棄物の3Rや適正処理の取組を推進して、持続可能な循環型社会の形成を目指していくため、令和7年度を目標年度とする第10次千葉県廃棄物処理計画を定めました。

県の数値目標を表4-3に示します。

表4-3 千葉県の目標値

取組指標	目標値（2025（令和7）年度）
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 ^{※2}	440g/人日以下
排出量	183万t以下
出口側の循環利用率	30%以上

出典：第10次千葉県廃棄物処理計画（令和3年3月）

※2：資源は含んでいません。

第3節 ごみ処理の基本方針

本市は、ごみ処理対策として、以下の基本方針等を進めていきます。

1 基本方針

本市のごみ処理対策の基本方針を以下のとおり定めます。

- ①市民、事業者との協働により循環型社会の形成に向け、さらなる推進を図ります。
- ②ごみ処理経費を削減します。
- ③普及啓発活動を通じ、市民へのごみ処理対策への理解とごみ削減への協力を啓発します。
- ④最終的に低コスト、低負荷、公衆衛生環境の改善、循環型社会の構築を目指します。

2 市民、事業者、行政の立場

市民、事業者、行政の立場におけるごみ処理対策への対応は、以下のとおり3Rを軸として構築します。

【市民】

- ①無駄なものを買わない、使い捨て品を購入しないなどごみの排出抑制を心がけます。
- ②リユース品など環境に配慮した製品を購入します。
- ③ごみや資源を適切に分別しリサイクルを心がけます。

【事業者】

- ①過剰な包装の廃止やレジ袋削減など可能な限りの廃棄物の削減を実施します。
- ②リユース品やリサイクル品などの環境に配慮した製品を開発します。
- ③適正な流通を心がけ、過剰生産や見切りによる廃棄物の発生を削減します。
- ④拡大生産者責任の考え方により、製品の開発からリサイクル、処理処分に至る一連のライフサイクルを考慮し、環境負荷低減を意図した製品の供給、サービスの普及に努めます。

【行政】

- ①市民や事業者への3R施策の普及・啓発に努めます。
- ②廃棄物や資源が継続的に循環・処理できる仕組みを構築します。
- ③廃棄物の削減や循環型社会構築のための市民や事業者の取組を支援します。

3 市民、事業者の役割

1) 市民の役割

- ①ごみ減量化施策の促進
 - ・「もったいない」意識の輪を地域に広げ、使い捨て商品避け、長期的に使用可能な商品を選択し、ごみの発生抑制に努めます。
- ②ごみ減量化の促進
 - ・再生品や詰め替え品等環境配慮製品を積極的に利用し、ごみの削減に努めます。
- ③簡易包装に対する協力
 - ・過剰包装に気を付け、簡易包装商品を積極的に選択します。

④資源の分別徹底

- ・資源化が可能な紙類、衣類、缶、ビン、ペットボトル、プラスチック製容器包装はごみとして出さずに資源として分別を徹底します。

⑤ごみ排出のルールへの遵守

- ・資源・ごみの分別を徹底し、収集日や時間を遵守します。

⑥マイバック、マイハン等の持参によるごみの減量

4 ごみ五原則の普及

本市は、ごみ減量施策の基本的原則として、「ごみ五原則」を以下のとおり定めています。ごみ五原則は、市民、事業者、行政がそれぞれの立場に基づき排出抑制施策を推進するための原則であり、これまで以上に普及を図ります。

- ごみになるものを作らない、売らない、買わない
- ごみにならないよう、繰り返し使う
- ごみをできるだけリサイクルする
- ごみをできるだけ焼却したり埋め立てたりしない
- 有害ごみの管理・処分を適正に行う

第4節 ごみの発生・排出抑制の施策

1 各種施策

発生抑制、資源化に関する施策を以下に示します。

① 3 R活動の推進

- ・ 3 R活動の推進を図るため、市民・市民団体・事業者への啓発チラシの配布、広報紙やホームページ等での情報提供を行います。
- ・ エコバッグの利用促進のための啓発活動を推進します。

② ごみの排出抑制と資源化率の向上

- ・ 家庭用生ごみ処理容器等を購入する世帯への購入費補助と普及啓発を行い、生ごみを再利用（堆肥への活用等）する仕組みづくりを進めます。
- ・ 小型家電リサイクル法に基づく、使用済小型電子機器のリサイクルについて、専用回収ボックスの設置を実施し、携帯電話等の小型電子機器に含まれる希少金属の積極的な回収及び資源化を推進します。
- ・ 資源化を円滑に進めるため、資源回収登録団体に対し、「再資源化事業促進奨励金」を交付します。
- ・ 食品ロス削減の取組として、市民への啓発、フードドライブ・フードバンクの推進、災害備蓄食料の有効活用を推進していきます。
- ・ 集積所で収集する可燃ごみ及び不燃ごみについて、市が処理費用の一部を上乗せして指定袋を販売するごみ処理有料化は、当分の間実施しないこととしますが、ごみの排出量を削減する必要があるときは、市が独自の仕様を定める指定ごみ袋の導入を検討します。

③ ごみの適正処理の推進

- ・ 分別不良ごみ問題や医療系廃棄物問題等、多種多様化するごみ問題について、近隣市町村と情報交換を図り課題解決に向けて連携します。
- ・ 広報紙やホームページ等を活用し、幅広くごみの分別方法に関する情報提供を行います。

④ 事業者のごみの減量に対する啓発

- ・ ごみの減量やリサイクルの推進に寄与している店舗や事業所などに対し、県が取組む「ちばSDGsパートナー」への登録を促します。
- ・ 事業系ごみの排出事業者に対し、許可業者から協力を得ながら、リサイクルやごみの減量化を徹底するよう指導します。

⑤ ごみ問題に関する説明会やイベントの実施

- ・ 小学校や自治会でごみ問題に関する説明会やイベントを実施し、ごみ減量化、リサイクルへの意欲向上を促進します。
- ・ 施設見学を通して、ごみ減量化、リサイクルへの意欲向上を促進します。

2 収集運搬施策

1) 収集運搬に関する目標

分別排出されたごみは、迅速かつ衛生的に収集運搬し、資源化及び適正な処理・処分を実施し、住民サービスの向上を図ります。また、ごみ集積所の適正な維持管理と排出マナーを守るよう、継続して啓発をしていきます。

2) 収集運搬に関する施策

家庭ごみについて、安定的な収集サービスを提供するため効果的・効率的な収集方法の確立を図るとともに、良好な収集作業環境を確保します。

3 中間処理施策

1) 中間処理に関する目標

本市で発生したごみは、資源化を進め、安全かつ衛生的に処理します。また、周辺環境に配慮し、処理にあたっては環境への負荷を可能な限り削減するよう努めます。なお、可燃ごみは、令和5年度以降、新廃棄物処理施設にて処理します。

2) 中間処理に関する施策

不燃ごみ、粗大ごみ等の破碎処理施設は、老朽化対策と同時に資源の回収を向上させるため施設整備計画を策定し、速やかに事業に着手します。

なお、剪定枝木や生ごみの資源化の再開については、施設整備に合わせて検討を進めていきます。

4 最終処分施策

1) 最終処分に関する目標

最終処分量を削減するため、資源の分別収集を継続していきます。

2) 最終処分に関する施策

外部委託業者への協力要請を図り、焼却灰の全量資源化を実現するとともに、剪定枝木の資源化の再開について検討を進めていきます。

5 その他施策など

1) 不法投棄対策

不法投棄を防止するため、啓発活動を行うとともに、不法投棄防止パトロールの実施や市民の協力を得ながら監視体制の強化を図ります。特に社会的な影響が大きく悪質であると判断された場合には、警察との連携により対応していきます。

2) さわやかな環境づくり事業

清潔で快適な環境の確保並びに環境美化及び再資源化の推進について、市民、事業者、行

政の責務を明らかにし、空き缶類、吸い殻類等の散乱防止、路上喫煙の防止、自動販売機の管理等に関し必要な事項を定めた「さわやかな環境づくり条例」により、清潔で安全かつ快適な環境を確保し、緑豊かな美しいまちづくりと資源循環型社会の構築を目指します。

3) さわやかな環境づくり賞

永年にわたって、環境美化活動や資源化の取組を積極的に推進している個人又は団体を対象に「さわやかな環境づくり賞」を授与します。

4) 災害廃棄物対策

本市の災害廃棄物処理計画に基づき災害廃棄物の選別及び資源化、適正処理を推進します。

5) プラスチック資源循環促進法

令和4年4月から施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」のプラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化の実施に向けて、検討を進めていきます。

第5章 生活排水処理基本計画

第1節 生活排水を取り巻く社会情勢

1 関係法令

水質汚濁の防止などに関しては様々な法律が施行されており、こうした法律に基づいて水質汚濁の防止、生活排水処理施設の整備などが行われています。

関連法令の概要を表5-1に示します。

表 5-1 関連法令の概要

年	月	関連法令	概要
1958年 (昭和33年)	4月	下水道法施行	公共下水道、流域下水道などの設置その他の管理基準などを定めて、下水道の整備を図り、もって都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質保全に資することを目的としています。
1970年 (昭和45年)	12月	水質汚濁防止法施行	工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出及び地下に浸透する水の浸透を規制するとともに、生活排水対策の実施を推進することなどによって、公共用水域及び地下水の水質汚濁の防止を図り、市民の健康を保護するとともに生活環境を保全することなどを目的としています。
1983年 (昭和58年)	5月	浄化槽法施行	公共用水域などの水質の保全などの観点から浄化槽によるし尿及び雑排水の適正な処理を図り、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的としています。

2 国・県の計画

国及び県では、生活排水の対策と生活排水処理施設の整備を推進するための計画を定めています。表5-2に生活排水対策に関する国・県の計画の経過を示します。

表 5-2 国の方針・県の計画などの経過

年	月	関連する計画など
2003年 (平成15年)	10月	社会資本整備重点計画（国）
2009年 (平成21年)	3月	第2次社会資本整備重点計画（国）
2011年 (平成23年)	3月	第8次千葉県廃棄物処理計画（千葉県）
2012年 (平成24年)	8月	第3次社会資本整備重点計画（国）
2015年 (平成27年)	9月	第4次社会資本整備重点計画（国）
2016年 (平成28年)	3月	第9次千葉県廃棄物処理計画（千葉県）
2021年 (令和3年)	3月	第10次千葉県廃棄物処理計画（千葉県）
2021年 (令和3年)	5月	第5次社会資本整備重点計画（国）

第2節 生活排水処理の状況

1 生活排水処理体系

本市の生活排水の処理体系を図5-1に示します。

生活排水は、「し尿」と「生活雑排水」に大別されます。し尿は、汲み取りにより直接、し尿処理施設に運ばれ処理される場合と浄化槽（合併処理浄化槽、単独処理浄化槽）並びに地域し尿処理施設で処理される場合、公共下水道で処理される場合があります。

生活雑排水は、直接、河川放流される場合、浄化槽（合併処理浄化槽）並びに地域し尿処理施設で処理される場合、公共下水道で処理される場合があります。

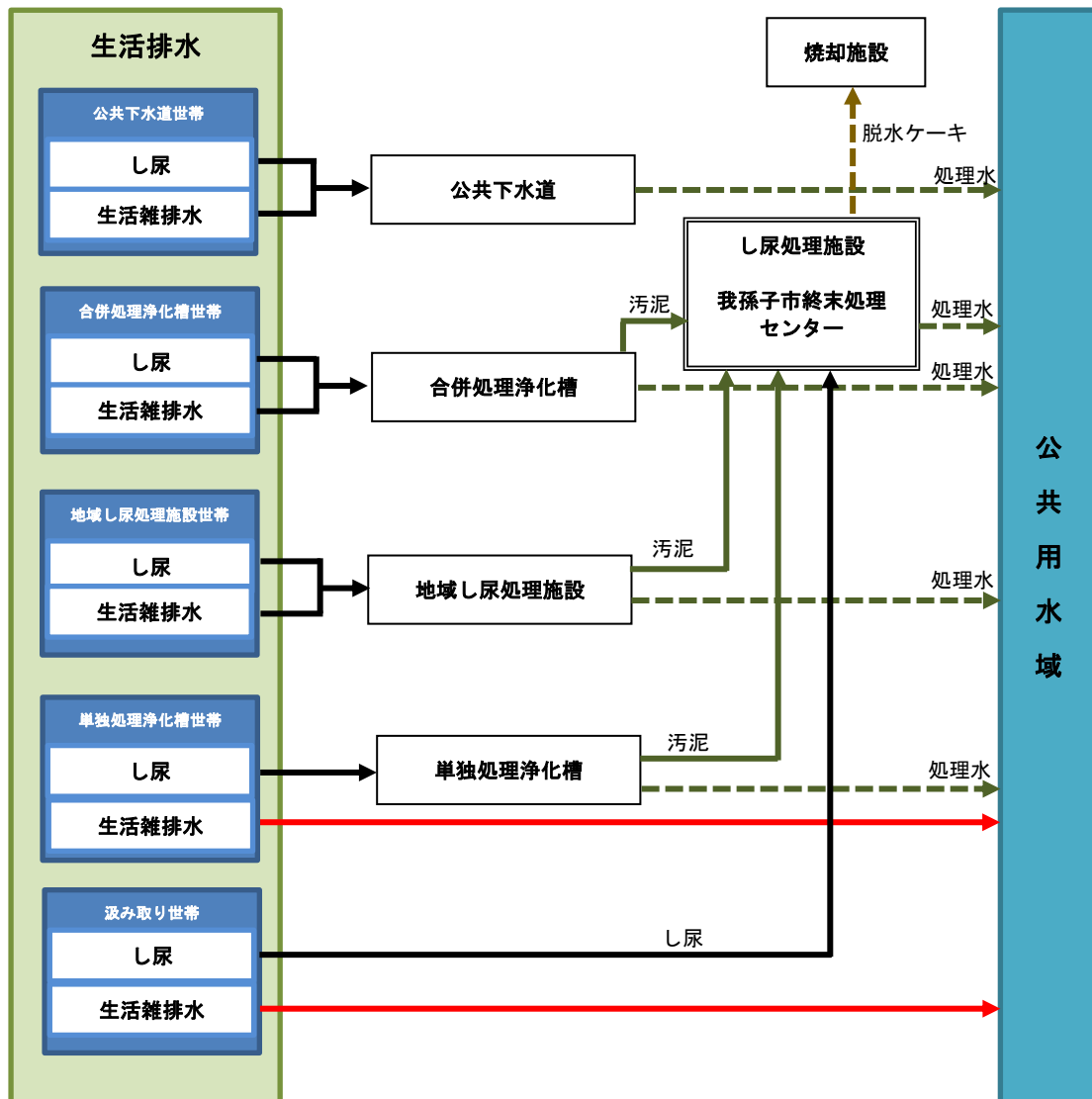


図 5-1 生活排水の処理体系

注)「生活排水」とは、し尿と日常生活に伴って排出される台所、洗濯、風呂などからの排水をいい、「生活雑排水」とは、生活排水のうちし尿を除くものをいいます。「公共用水域」とは、河川、湖沼、港湾、沿岸海域、その他公共の用に供される水域をいいます。

2 生活排水処理形態別人口の推移

本市の処理形態別人口の推移を図 5-2、表 5-3 に示します。また、1人1日当たりのし尿量及び浄化槽汚泥発生量は表 5-4 に示します。

下水道及び合併処理浄化槽の普及があまり進まず、生活排水処理率は、ほぼ横ばい傾向です。

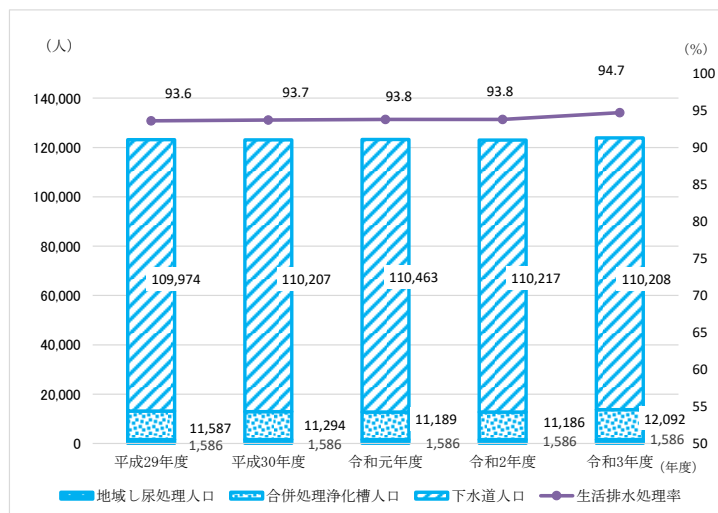


図 5-2 処理形態別人口

表 5-3 処理形態別人口

区分	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
1. 計画処理区域内人口	人	131,591	131,402	131,440	131,103	130,886
2. 生活排水処理人口	人	123,147	123,087	123,238	122,989	123,886
生活排水処理率	%	93.6	93.7	93.8	93.8	94.7
下水道人口	人	109,974	110,207	110,463	110,217	110,208
合併処理浄化槽人口	人	11,587	11,294	11,189	11,186	12,092
地域し尿処理人口	人	1,586	1,586	1,586	1,586	1,586
3. 生活排水未処理人口 (単独処理浄化槽人口)	人	7,059	6,988	6,908	6,943	5,855
4. 非水洗化人口	人	1,385	1,327	1,294	1,171	1,145
汲み取り人口	人	1,385	1,327	1,294	1,171	1,145
自家処理人口	人	0	0	0	0	0
5. 計画処理区域外人口	人	0	0	0	0	0

表 5-4 1人1日当たり発生量

区分	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
し尿量	kℓ/年	1,525	1,462	1,296	1,158	1,172
浄化槽汚泥量	kℓ/年	9,080	8,795	8,763	8,971	9,058
地域し尿処理量	kℓ/年	345	231	352	331	400
合計処理量	kℓ/年	10,950	10,488	10,411	10,460	10,630
1人1日し尿発生量	ℓ/人・日	3.02	3.02	2.74	2.71	2.80
1人1日浄化槽汚泥発生量	ℓ/人・日	1.33	1.33	1.32	1.36	1.39
1人1日地域し尿処理発生量	ℓ/人・日	0.60	0.40	0.61	0.57	0.69

3 生活排水処理

1) 中間処理の概要

収集後のし尿、浄化槽汚泥及び地域し尿汚泥は、我孫子市終末処理センターで処理を行っています。

2) し尿処理施設の概要

本市のし尿処理施設の概要を表 5-5、表 5-6 に示します。

表 5-5 し尿処理施設の概要

施設名称	我孫子市終末処理センター
所在地	我孫子市古戸 1 1 4 0 番地
竣工年月	昭和 3 9 年 3 月
敷地面積	11, 175 m ²
建築面積	1, 209 m ²
処理能力	160 kℓ/日
処理方式	脱水濾液処理方式

表 5-6 地域し尿処理施設の概要

施設名称	久寺家処理場
所在地	我孫子市柴崎 1 番地
竣工年月	昭和 4 7 年 3 月
敷地面積	2, 430 m ²
延床面積	595. 8 m ²
処理能力	3, 000 m ³ /日
処理方式	長時間ばっ気方式

我孫子市終末処理センターでは、し尿、浄化槽汚泥及び地域し尿処理汚泥中に含まれる固形分を取り出し、脱水助剤としてモミガラを混ぜて水分を搾り、固体と液体に分離します。固体は、含水率約 65%の脱水ケーキとし、焼却処理施設で焼却処分をしています。

なお、処理後の処理水は、利根川へ放流します。

3) 浄化槽設置状況

浄化槽の設置基数を表 5-7 に示します。

表 5-7 浄化槽設置基数の推移

項目	年度	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
合併処理浄化槽		基	2, 018	2, 150	2, 184	2, 475	2, 580
単独処理浄化槽		基	6, 179	6, 120	6, 083	6, 100	5, 133

4) 下水道の普及状況

本市の下水道普及の推移を表 5-8 に示します。本市の下水は、すべて手賀沼流域下水道に導入され、令和 3 年度の整備率は 57.4%です。

表 5-8 下水道普及の推移

項目 \ 年度	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
住民人口	人	132,388	132,216	132,183	131,644	131,402
供用開始人口	人	111,270	111,616	111,667	111,313	111,075
下水道人口	人	109,974	110,207	110,463	110,217	110,208
普及率	%	98.8	98.7	98.9	99.0	99.2
行政面積	ha	4,315	4,315	4,315	4,315	4,315
全体計画面積	ha	2,334	2,334	2,334	2,334	2,334
事業許可面積	ha	1,653.54	1,653.54	1,653.54	1,653.54	1,653.54
整備済み面積	ha	1,315.56	1,321.77	1,328.92	1,331.72	1,338.82
整備率	%	56.4	56.6	56.9	57.1	57.4

5) 公共用水域の水質の現状

①手賀沼（中央）

手賀沼（中央）のT-N^{※1}、COD^{※2}の水質を図 5-3 に示します。T-N、CODの水質はともに横ばい状況です。

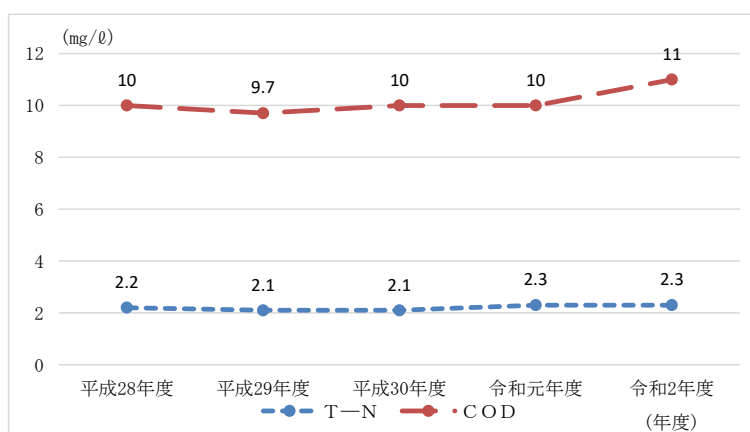


図 5-3 手賀沼のT-NとCODの経年変化（年平均値）

※1：有機性窒素と無機性窒素の総量で全窒素といいます。

※2：水中に含まれる有機物が酸化剤によって消費される酸化剤の量で化学的酸素要求量といいます。

②利根川

利根川の水質は、大利根橋と栄橋の2箇所にてBOD^{※3}を測定しており、図5-4に示します。2箇所ともBODの水質は、令和元年度を除きほぼ同じ傾向になっています。

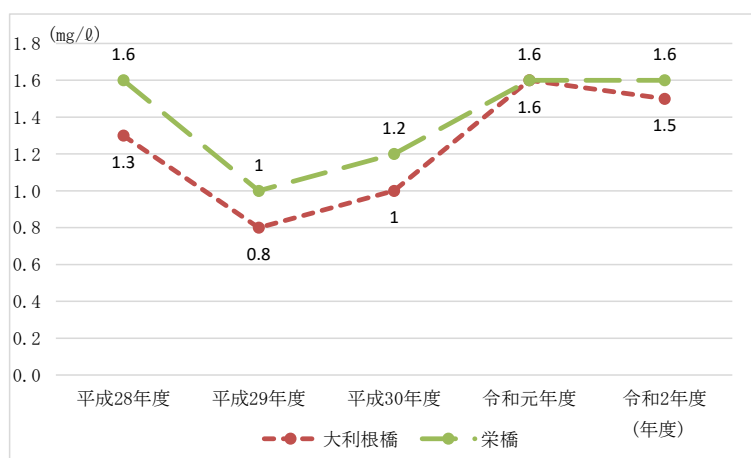


図 5-4 利根川のBODの経年変化（年平均値）

※3：微生物が水中の有機物を酸化分解する時に消費する酸素量で、生物化学的酸素要求量といいます。

4 生活排水処理の課題の整理

1) 合併処理浄化槽の適正な維持管理

合併処理浄化槽は、設備費用が安価で、設置に要する時間が極めて短く、投資効果の発現も早いという利点を持っています。ただし、維持管理が適正に行われたい限り、その処理性能を発揮することはできません。そのため、保守点検、清掃、法定検査の必要性について、啓発をしていく必要があります。

2) 収集・運搬

下水道の普及により、し尿・浄化槽汚泥の収集量が年々減少していくことが見込まれることから、その減少に合わせた収集を計画し、効率的に収集・運搬していくことが必要です。

3) 施設の老朽化

現有し尿処理施設は、供用開始後50年以上経過していることから、処理能力を見直すとともに、広域化も含めた整備の検討が必要です。

第3節 生活排水処理の基本方針

生活排水処理を積極的に推進していくことは、水環境の保全と公衆衛生の確保を図るうえで重要なことです。その対策の必要性と緊急性は、社会的に深く認識されるようになっていきます。

こうした状況の中で、「我孫子市環境基本計画」において、市民・事業者・行政が協働して、環境への負荷が少ない持続的発展が可能な社会の形成を目指すこととしています。

以上のことを踏まえて、生活排水処理システムの確立を目指すため、次に示す項目を生活排水処理の基本方針とし、これらの基本方針に沿って快適な環境都市を実現していくこととします。

生活雑排水の適正処理の推進

公共用水域の水質保全のために、生活雑排水の処理が可能な公共下水道及び合併処理浄化槽への転換を図っていきます。

効率的なし尿・浄化槽汚泥処理システムづくりの推進

今後、減少が予想されるし尿・浄化槽汚泥を効率的に収集・処理できるシステムづくりに努めます。

し尿処理施設の整備

現有施設の老朽化対策として、公共下水道の整備計画と十分な整合性を図りながら、し尿処理施設の広域化も含め、整備方針を検討します。

第4節 生活排水の将来の処理量

平成29年度から令和3年度の実績より、下水道、合併処理浄化槽、地域し尿処理、単独処理浄化槽及び汲み取りの人口を推計します。この人口推計を第4次我孫子市総合計画人口に合わせた人口補正の結果を表5-9に示します。

この人口補正の結果と表5-4に記載している「1人1日当たりし尿発生量及び浄化槽汚泥発生量」より生活排水の将来処理量の推計を表5-10、図5-5に示します。

表 5-9 補正後の生活排水処理形態別人口

年度	生活雑排水処理人口			生活雑排水処理人口		処理人口 (人)	補正後生活排水処理人口			補正後生活排水非処理人口		第四次 総合計画 人口予想 (人)	総合計画 /処理人口 比率 (人)
	合併処理 浄化槽 (人)	下水道 (人)	地域し尿 処理施設 (人)	単独処理 浄化槽 (人)	汲み取り (人)		合併処理 浄化槽 (人)	下水道 (人)	地域し尿 処理施設 (人)	単独処理 浄化槽 (人)	汲み取り (人)		
H29	11,587	109,974	1,586	7,059	1,385	131,591	—	—	—	—	—	132,388	
H30	11,294	110,207	1,586	6,988	1,327	131,402	—	—	—	—	—	132,216	
R1	11,189	110,463	1,586	6,908	1,294	131,440	—	—	—	—	—	132,183	
R2	11,186	110,217	1,586	6,943	1,171	131,103	—	—	—	—	—	131,644	
R3	12,092	110,208	1,586	5,855	1,145	130,886	—	—	—	—	—	131,402	
R4	11,740	110,357	1,586	6,021	1,060	130,764	11,744	110,396	1,587	6,023	1,060	130,810	1.0004
R5	11,830	110,401	1,586	5,739	985	130,541	11,804	110,157	1,583	5,726	983	130,253	0.9978
R6	11,921	110,444	1,586	5,446	908	130,305	11,865	109,929	1,579	5,421	904	129,697	0.9953
R7	12,011	110,486	1,586	5,143	831	130,057	11,905	109,510	1,572	5,098	824	128,908	0.9912
R8	12,101	110,527	1,586	4,834	755	129,803	11,944	109,093	1,565	4,771	745	128,119	0.9870
R9	12,191	110,566	1,586	4,521	681	129,545	11,983	108,676	1,559	4,444	669	127,331	0.9829
R10	12,281	110,605	1,586	4,207	611	129,290	12,020	108,254	1,552	4,118	598	126,542	0.9787
R11	12,372	110,643	1,586	3,895	544	129,040	12,081	108,042	1,549	3,803	531	126,007	0.9765
R12	12,462	110,680	1,586	3,589	481	128,798	12,078	107,268	1,537	3,478	466	124,827	0.9692
R13	12,552	110,716	1,586	3,290	423	128,567	12,096	106,697	1,528	3,171	408	123,900	0.9637
R14	12,642	110,751	1,586	3,003	370	128,352	12,112	106,110	1,520	2,877	354	122,973	0.9581

表 5-10 将来の生活排水処理の見込み

区分		年度	実績				予想		
			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間処理量	(kℓ/年)		10,950	10,488	10,411	10,460	10,630	10,192	9,790
し尿	(kℓ/年)		1,525	1,462	1,296	1,158	1,172	1,106	943
地域し尿処理汚泥	(kℓ/年)		345	231	352	331	400	332	329
浄化槽汚泥	(kℓ/年)		9,080	8,795	8,763	8,971	9,058	8,755	8,518
1日当たり処理量	(kℓ/日)		30.0	28.7	28.4	28.7	29.1	27.9	26.8
し尿収集(汲み取り)人口	(人)		1,385	1,327	1,294	1,171	1,145	1,060	904
地域し尿処理人口	(人)		1,586	1,586	1,586	1,586	1,586	1,586	1,579
浄化槽処理人口	(人)		18,646	18,282	18,097	18,129	17,947	17,767	17,286
1人1日当たりのし尿	(ℓ/人・日)		3.02	3.02	2.74	2.71	2.80	2.86	2.86
1人1日当たりの地域し尿処理汚泥	(ℓ/人・日)		0.60	0.40	0.61	0.57	0.69	0.57	0.57
1人1日当たりの浄化槽汚泥	(ℓ/人・日)		1.33	1.32	1.32	1.36	1.39	1.35	1.35

区分		年度	予想							
			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
年間処理量	(kℓ/年)		9,565	9,340	9,142	8,899	8,704	8,472	8,289	8,072
し尿	(kℓ/年)		860	778	701	624	555	487	427	370
地域し尿処理汚泥	(kℓ/年)		327	326	325	323	322	320	319	316
浄化槽汚泥	(kℓ/年)		8,378	8,236	8,117	7,952	7,827	7,665	7,543	7,386
1日当たり処理量	(kℓ/日)		26.2	25.6	25.0	24.4	23.8	23.2	22.6	22.1
し尿収集(汲み取り)人口	(人)		824	745	669	598	531	466	408	354
地域し尿処理人口	(人)		1,572	1,565	1,559	1,552	1,549	1,537	1,528	1,520
浄化槽処理人口	(人)		17,003	16,715	16,427	16,138	15,884	15,556	15,267	14,989
1人1日当たりのし尿	(ℓ/人・日)		2.86	2.86	2.86	2.86	2.86	2.86	2.86	2.86
1人1日当たりの地域し尿処理汚泥	(ℓ/人・日)		0.57	0.57	0.57	0.57	0.57	0.57	0.57	0.57
1人1日当たりの浄化槽汚泥	(ℓ/人・日)		1.35	1.35	1.35	1.35	1.35	1.35	1.35	1.35

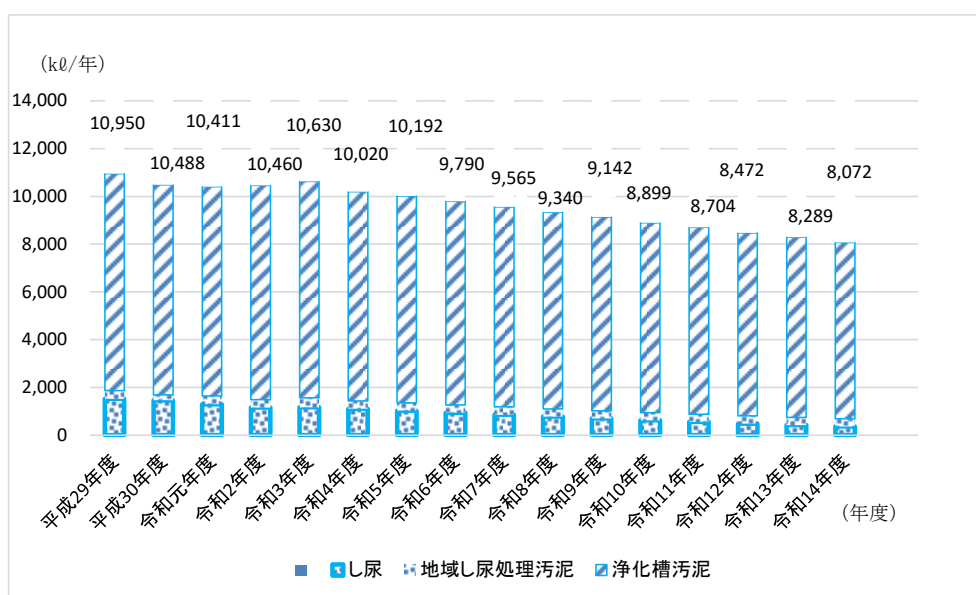


図 5-5 将来の生活排水処理の見込み

第5節 生活排水処理の施策

1 普及・啓発施策

取組の目標

適切な生活排水処理が行われるよう、市民・事業者への普及啓発活動に努めます。

○浄化槽の維持管理の徹底

浄化槽が正常な機能を発揮するためには、適切な維持管理が必要となります。そのため、浄化槽管理者への清掃及び保守点検の必要性について、周知徹底を図ります。

2 収集・運搬施策

取組の目標

本市で発生するし尿及び浄化槽汚泥を迅速かつ衛生的に処理するため、し尿及び浄化槽汚泥の収集の需要に応えるべく、収集体制の効率化、円滑化を図ります。

○収集運搬体制の見直し

し尿及び浄化槽世帯の減少に伴い、収集運搬体制の見直しを行います。

3 中間処理施策

取組の目標

本市で発生するし尿及び浄化槽汚泥を衛生的に処理するため、し尿及び浄化槽汚泥の処理量に応じた処理体制の効率化、円滑化を図ります。

○し尿処理施設の機能維持

し尿及び浄化槽汚泥の処理量の減少により、し尿処理施設としての機能を維持していくための方策を広域化も含め、検討していきます。

4 その他の施策など

○災害時の廃棄物処理に関する対策

災害時における廃棄物の処理等においては、バキューム車の確保が重要なことから、効率的収集と合わせて、災害時の対応についても委託業者及び近隣市や本市災害協定締結市とも連携を図っていきます。

.....

我孫子市一般廃棄物処理基本計画
(令和5年度～令和14年度)

令和5年3月策定

編集発行

我孫子市環境経済部 クリーンセンター

〒270-1121 千葉県我孫子市中峠 2264 番地

TEL:04-7187-0015

.....